



JICA 2022

国際協力機構 年次報告書



国際協力機構(JICA)は、
日本の政府開発援助(ODA)の中核を担う独立行政法人です。
世界有数の包括的な開発援助機関として、
世界のさまざまな地域で開発途上国に対する協力を行っています。

Contents

- 3 信頼で世界をつなぐ
- 4 理事長メッセージ
- 6 JICA at a Glance

JICAを知る——事業と戦略

- 8 ODAとJICA
- 10 JICAの協力メニュー
- 11 協力の流れ
- 12 第5期中期計画(2022～2026年度)
- 16 2022年度の事業展開の方向性
- 22 JICAグローバル・アジェンダ

2021年度の概況

- 28 途上国が抱える課題への取り組み
- 38 地域別の概況
- 47 事業実績の概要

開発効果を高めるパートナーシップ

- 50 大学・研究機関との連携
- 52 民間企業との連携
- 55 ボランティア事業
- 56 外国人材受入支援
- 57 日系社会との連携
- 58 市民社会との連携
- 60 研究活動
- 62 国際緊急援助
- 63 ソーシャルボンドとしてのJICA債

質の高い事業を支える取り組み

- 64 事業の透明性
- 66 人材戦略
- 68 気候変動に対する取り組み
- 70 環境社会配慮
- 71 安全対策
- 72 コーポレートガバナンス

- 76 組織データ



ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、人間の安全保障*と質の高い成長を実現します。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぎます。

アクション

1

使命感

誇りと情熱をもって、使命を達成します。

2

現場

現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

3

大局観

幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

4

共創

様々な知と資源を結集します。

5

革新

革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

※ 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のこと。

Message

人と人、国と国をつなぎ、SDGsの達成を

2022年4月1日付で理事長に就任しました。6年半ぶり2度目の就任となりますが、この間に世界は大きく変わりました。ミャンマーやアフガニスタンでは政変が起き、ロシアによるウクライナ侵攻により多くの死傷者や避難民が発生するなど、自由主義的国際秩序は今世紀最大の挑戦を受けています。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しないなか、この戦争は世界経済にも大きな打撃を与えています。気候変動に起因するとみられる自然災害も世界各地で増加しました。このような現在進行中の複合的危機は、全人類への脅威であり、開発途上国の経済社会、とりわけ、貧困層など最も脆弱な人々に甚大な影響を与え、持続可能な開発目標(SDGs)の達成も危ぶまれています。

この危機を乗り越え、国際社会の平和と安定および繁栄を確保するために、日本は国際社会をリードし、協調、協力を進めていくことが重要です。これまで日本は、世界経済のダイナミズムの中心となってきたインド太平洋地域において、自由・民主主義、法の支配、航行の自由といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化のために、外交政策の柱である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」の実現に取り組んできました。今後、これをさらに力強く推し進める必要があります。

JICAは日本のODA実施機関として、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、「人間の安全保障」と

「質の高い成長」をミッションの両輪として、SDGsを達成するため4つの重点課題「People」「Planet」「Prosperity」「Peace」への協力を行っています。また、現在進行中の複合的危機に対しては、これまで以上に強靱な社会、そして、より良い未来を共に創っていく、創造的復興(Build Back Better)の実現に取り組めます。

具体的には、開発途上国の保健医療システムの強化を目指す「JICA世界保健医療イニシアティブ」の推進や経済対策・社会的脆弱層への支援などを通じて、開発途上国と共に新型コロナウイルス感染症の危機を乗り越えていきます。また、それぞれの国の実情に合わせた気候変動対策を支援し、強靱な社会づくりを後押ししていきます。

またFOIPの実現に向けて、法の支配・ガバナンス分野や海上保安分野への協力のほか、地域の連結性強化に資するインフラ整備などを行い、普遍的価値の浸透に向けた取り組みを行っていきます。

ウクライナに対しては、情勢を注視しつつ、国家基盤を支える協力、避難民および周辺国への協力、そして、これまでJICAが他国で培った経験を生かした復旧・復興開発支援に取り組めます。アフガニスタンは、2022年6月に震災にも見舞われ厳しい情勢下にあることなども踏まえ、国際機関と連携した事業など、幅広い人道ニーズに応える支援を継続していきます。

さらに開発途上国において、「国づくりは人づく

り」の考え方に基づき、JICAの強みを生かした人材育成を展開します。また、日本独自の開発経験を共有する「JICA開発大学院連携」や「JICAフェア」などの取り組みを通じ、親日派・知日派リーダーの育成にも引き続き貢献していきます。

そうしたなかで、日本国内の少子高齢化による労働人口の減少という課題に対しても、将来の日本の国のあり方も考えながら、JICAが持つ国内外での経験や人的資源を活用して貢献していきたいと考えています。日本で就労する外国人材の適正な受入れや、日本国内の多文化共生社会の構築に向けた支援を行うことで、開発途上国と日本の双方の関係強化と発展を目指します。

2021年にJICAは開発インパクトを最大化するために、「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定しました。同アジェンダは、国内外の多様な力を結集し戦略的にそれぞれの課題に取り組み、各国のSDGsの達成や地球規模の課題解決に貢献せんとするものです。

またJICAは、多様なパートナーとの共創、広範な資源動員、さらには科学技術・デジタル技術の活用を推進し、革新的な取り組みを促進すると同時に、事業・組織運営の両面でジェンダー平等を含む多様性を尊重していきます。

JICAの事業は、現場での活動の積み重ねであり、人と人、国と国との「つながり」を深めていくものです。新型コロナウイルス感染症の影響を受

けていた専門家や海外協力隊の派遣、研修員の来日など、人の往来も本格化しつつあります。安全を第一に、可能な限り早く現場での活動をコロナ禍以前の水準にまで戻し、開発途上国に「Japan is back」というメッセージを届けていきたいと思っています。

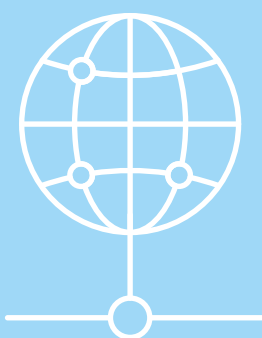


2022年8月
国際協力機構理事長
田中明彦

JICA at a Glance

事業実績 (2021年度)

地域別事業規模



東南アジア・大洋州

協力実施国

21カ国

事業規模

3,610億円

東・中央アジア およびコーカサス

協力実施国

10カ国

事業規模

427億円

南アジア

協力実施国

8カ国

事業規模

6,804億円

中南米・カリブ

協力実施国

29カ国

事業規模

1,222億円

アフリカ

協力実施国

49カ国

事業規模

1,001億円

中東・欧州

協力実施国・地域

22カ国・地域

事業規模

1,371億円

(注1) JICAの事業規模とは、2021年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。
(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

組織概要



海外拠点

96カ所

2022年7月1日現在



国内拠点

15カ所

2022年7月1日現在



職員数

1,955人

2022年7月1日現在

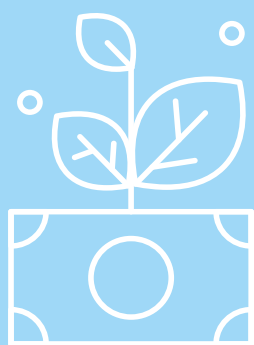


協力対象

139カ国・地域

2021年度

スキーム別事業規模



技術協力※1

1,918億円

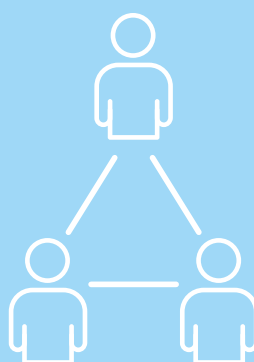
有償資金協力※2

12,747億円

無償資金協力※3

695億円

人と人とのつながりの構築



受入れ

研修員・留学生
(累計約70万人)

24,722人

2021年度(新規・継続)

派遣

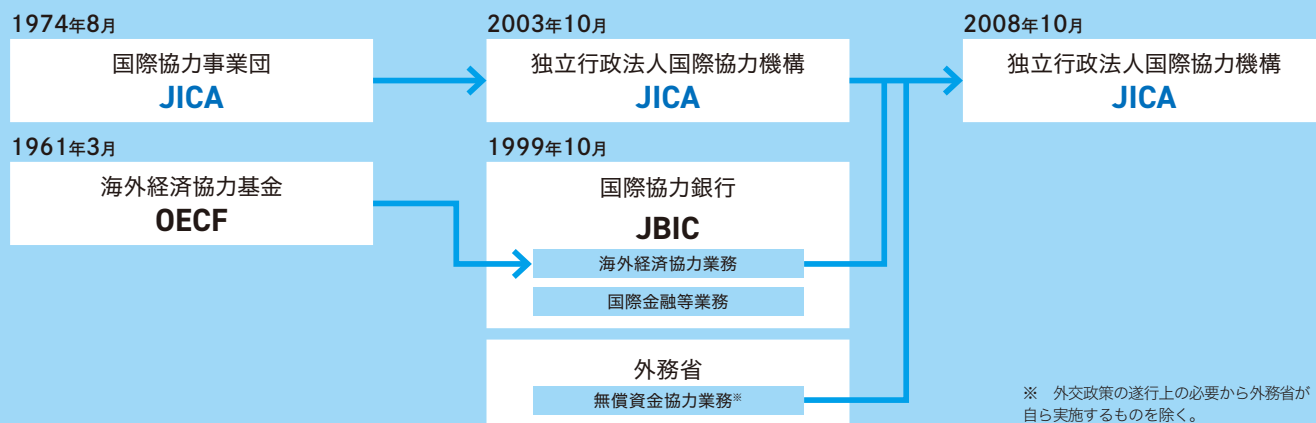
専門家・JICA海外協力隊
(累計約25万人)

4,017人

2021年度(新規・継続)

- ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
- ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
- ※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

組織の沿革



ODAとJICA

日本が国際協力に 取り組む意義



約7億人

世界の絶対的貧困人口
(2020年/世界銀行推計)



37%

日本のカロリーベースの
食料自給率
(2020年度/農林水産省「食料需給表」)

複合的危機に直面する世界

世界には開発途上国と呼ばれ、貧困や紛争といった問題を抱える国が多くあります。それらの国では、脆弱な保健医療体制による感染症の流行や環境汚染、教育や雇用機会の不足や格差が社会不安を招き、結果として、紛争につながる場合もあります。

こうした問題は、感染症のまん延や世界規模での環境破壊、紛争の深刻化に発展する可能性もあり、開発途上国だけの課題ではありません。今日においては、自国の利益だけを追求するのではなく、これらの世界共通の課題に取り組むことが求められています。

相互依存の世界

日本は生活や産業に欠かせないエネルギーの8~9割を、海外からの輸入に頼っています。また、食料自給率も40%を切

り、穀物をはじめ、水産物、果実など多くを輸入に頼っています。

グローバル化した世界において、日本が資源や食料の多くを世界各国に依存しているように、もはや日本を含むどの国も一国だけでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっています。

世界のなかの日本の役割

日本も第二次世界大戦後の復興期には国際社会からの支援を受け、戦後の荒廃から経済成長を成し遂げました。黒部ダムや東海道新幹線など、日本の経済発展に必要な不可欠だった経済インフラは、世界銀行からの支援で建設されたものです。また、2011年の東日本大震災に際しては、250を超える国・地域、国際機関から、支援物資や支援金・義援金などが届けられました。

1954年、日本は国際社会への貢献の

国際社会が取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」

2015年9月に国連で採択されたSDGsは、2030年までに貧困を撲滅し持続可能な社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を基本理念とした国際目標です。社会、経済、環境の3つを包括した17の目標と、それらを達成するための169のターゲットを設けています。先進国・開発途上国も含め、さまざまな立場の人々が協力して取り組むことが求められています。

JICAは、開発途上国の人々を中心に据えた協力を行う「人間の安全保障」の促進と、包摂的・持続可能で強靱性を備えた「質の高い成長」をミッションとして掲げています。2021年度にはSDGsのProsperity（豊かさ）、

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）の切り口から、20の事業戦略「JICAグローバル・アジェンダ」を設定しました。日本のこれまでの発展や国際協力の経験を生かし、相手国の政府・人々はもちろん、国内外のさまざまなパートナーと協働して、JICAは開発途上国のSDGs達成に貢献します。

関連情報

JICAウェブサイト — SDGsとJICA



[写真：蓮井幹生]

手段として政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)を開始しました。それ以来、ODAを通じた日本の国際協力は、国際社会の日本に対する深い信頼や大きな期待につながっています。

このような信頼と期待に積極的に応えるためにも、JICAは、日本と開発途上国を結ぶ懸け橋として、日本の戦後復興の知恵と経験も生かしながら、開発途上国の自立と発展に協力していきます。

日本のODAの 中核を担うJICA

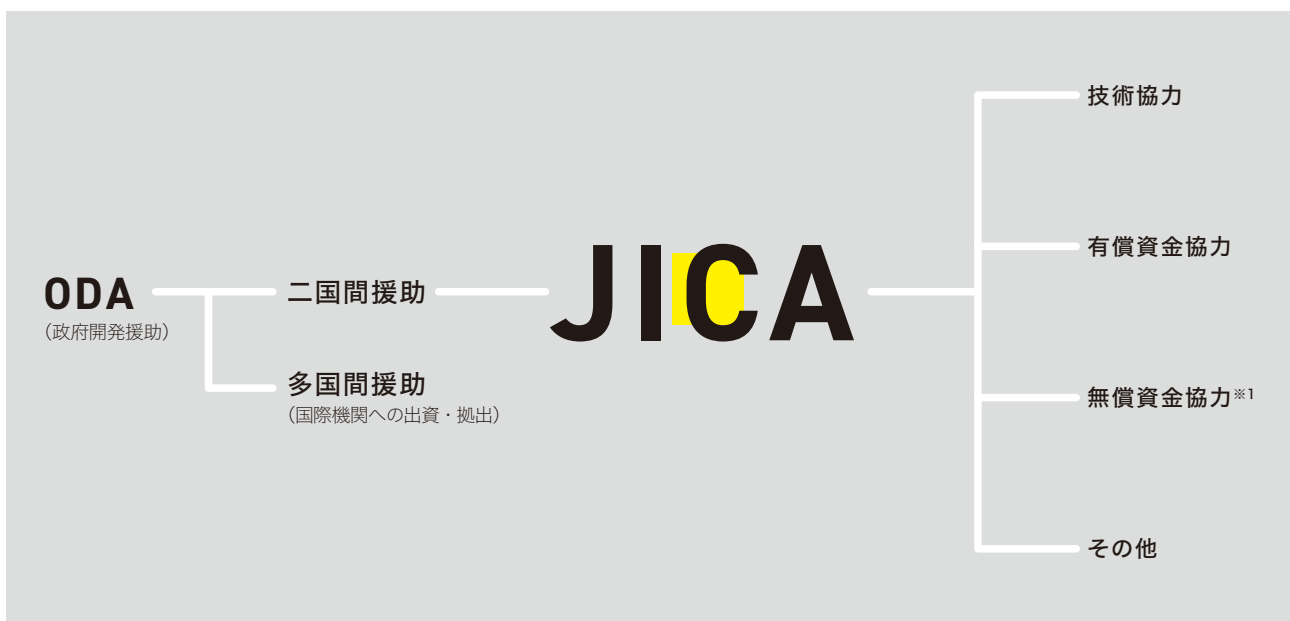
開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力をODAといいます。

ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。

JICAは、日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助実施機関です。開発途上国が抱える課題の解決に貢献す

るため、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」^{※1}を中心としたさまざまな協力メニューを活用し、96カ所に上る海外拠点^{※2}を窓口として、世界の約150の国・地域で事業を展開しています。

また、JICAは、開発途上国と日本国内の地域の結節点として、日本の各地域に15カ所の国内拠点^{※3}を設置しています。地域の特性を生かした国際協力を推進するとともに、国際協力を通じた地域の発展にも貢献しています。



※1 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

※2、3 2022年7月現在。

JICAの協カメニュー

JICAは、開発途上国が抱える課題に対し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力※のほか、ボランティア派遣や国際緊急援助、研究活動、民間連携など、さまざまな協カメニューを用いて事業を実施しています。

JICA

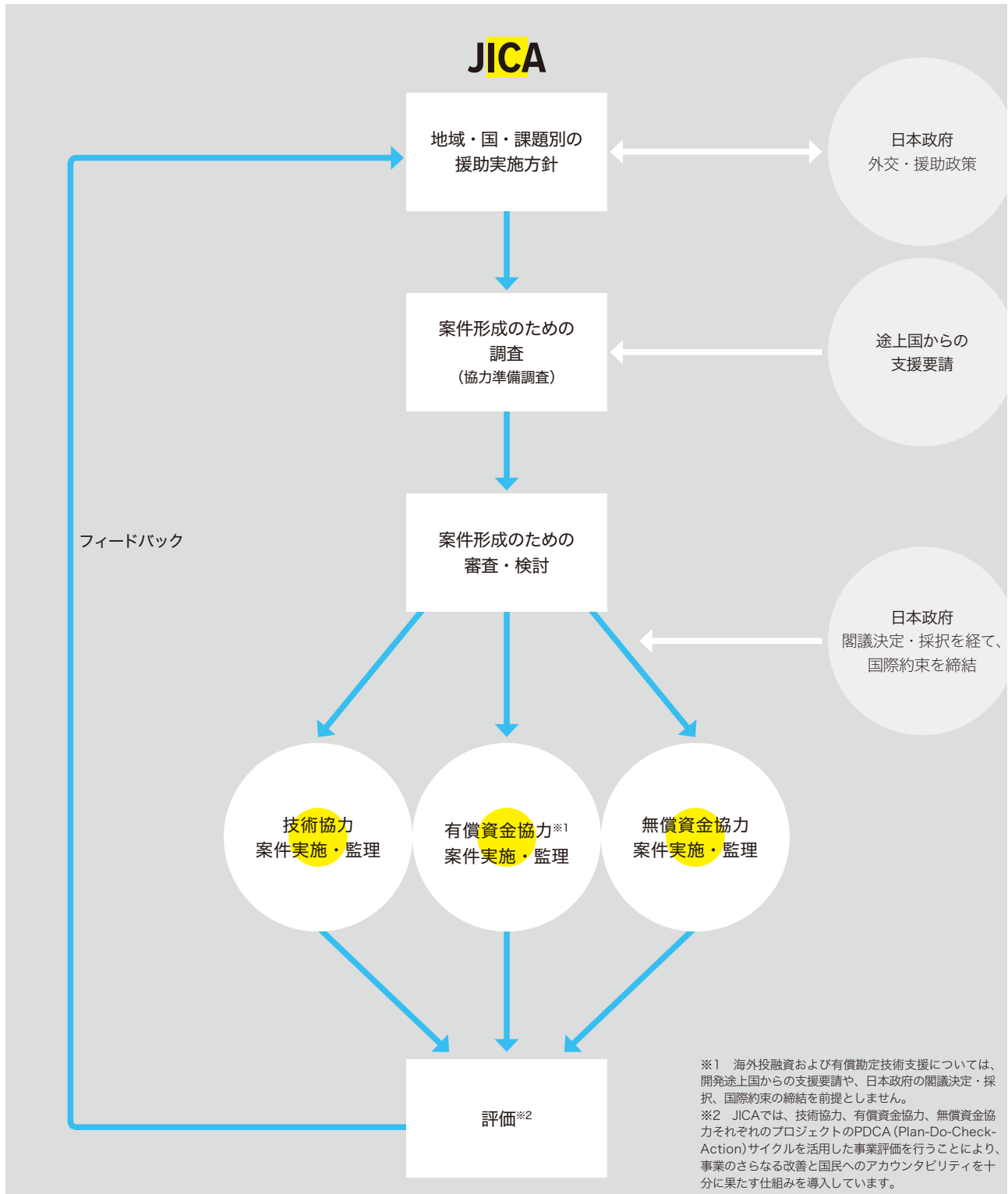


※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

協力の流れ

JICAは、日本政府が策定する援助政策と相手国政府の要請に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったさまざまなスキームを有機的に活用し、効果的・効率的な協力を行っています。

特に、相手国政府から正式な要請を受ける前の段階で現地へ赴き、求められている支援内容を調査する協力準備調査を導入することで、案件の形成から実施までを迅速化しています。



第5期中期計画（2022～2026年度）

新たな5年間に向けて中期計画スタート

「信頼で世界をつなぐ」 というビジョンの下

JICAは法律に則り、主務大臣*が5年ごとに指示する中期目標に基づき中期計画を作成し、主務大臣の認可を受けています。また、同計画に基づき、年度計画を策定し業務運営を行っています。

新たな課題への対応も見据えて

第5期中期計画では、第4期中期計画期間中に生じた新たな課題への取り組みなども考慮し、「重点領域」と「重視するアプローチ」を定めています。

このうち「重点領域」では、SDGsと方向性を共有する開発協力大綱の3つの重

点課題(①「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減、②普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、③地球規模への取り組みを通じた持続可能で強じんな国際社会の構築)に取り組むとともに、P.13図に示した4つの領域に関する取り組みを強化することとしています。

また、中期計画ではこのほか、6つの地域の重点取り組み、多様な主体との連携、事業実施基盤の強化、業務運営の効率化・適正化、安全対策や内部統制などの計画について示しています。

開発協力大綱	2015年2月に閣議決定
中期目標(5年間)	主務大臣が定め、JICAに指示
中期計画(5年間)	JICAが作成し、主務大臣が認可
年度計画(1年間)	JICAが定め、主務大臣に届出

※ 外務大臣、財務大臣および農林水産大臣。

第4期中期計画(2017～2021年度)の主な取り組みと成果

2017年度から2021年度までの第4期中期計画の下で「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げ、さまざまな課題に取り組みました。その結果、主に以下のような成果がありました。

- 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、「予防」、「警戒」、「治療」の3つを柱とする「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進し、感染拡大防止に貢献しました。また、アフリカでのポリオ根絶、キリバスでのフィラリア症制圧や、母子手帳の導入、安全な水へのアクセスの実現など、開発途上国の人々の健康を守ることに寄与しました。
- 各地域で連結性の向上に資する質の高いインフラ整備、自由や民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する人材の育成などに取り組み、日・ASEAN首脳会議、太平洋・

島サミット(PALM)、アフリカ開発会議(TICAD)などでの政府公約の着実な達成と、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け貢献しました。

- 中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じて、開発途上国の課題解決に有効な民間企業の技術の活用を推進することにより、わが国の中小企業などの海外展開にも貢献しました。また、海外投融資では、女性の金融アクセス向上や再生可能エネルギーの利用促進など、SDGs達成に資する事業を拡大しました。
- 開発途上国の人材が、日本の近代化と戦後復興の経験や、援助実施国としての経験を日本で学ぶ「JICA開発大学院連携プログラム」を開始し、親日派・知日派リーダーの育成に貢献しました。同様に、各国の主要大学で学ぶ「JICAチェア」も展開しました。

2022年度からの5年間を対象とした第5期中期計画では、「自由で開かれたインド太平洋」、親日派・知日派リーダーの育成、気候変動・環境への取り組み、日本の社会経済の活性化・国際化への貢献を一層強化します。

第5期中期計画の枠組み



4つの重点領域

1. 「自由で開かれたインド太平洋」の実現、国際社会でのリーダーシップの発揮

JICAは昨今の国際情勢を踏まえ、わが国の開発協力の実施機関として中核的な役割を果たしつつ「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け貢献していきます。

具体的には、各地域の地政学的な特性を踏まえて、自由や民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有する人材の育成、連結性の強化に資する質の高いインフラへの投資、ガバナンスの強化や法制度整備、海上法執行能力の強化、サイバーセキュリティなどの新たな脅威への対応などに重点的に取り組みます。

2. 国の発展を担う

親日派・知日派リーダーの育成

大学との連携の一環として第4期中期計画期間中から実施してきた「JICA開発大学院連携プログラム」を継続し、日本独自の開発経験やドナーとしての経験の共有を通じ、親日派・知日派リーダーの育成およびわが国と開発途上地域の信頼関係の深化に貢献します。

3. 気候変動・環境への取り組みの強化

気候変動の影響は、災害の増加や甚大

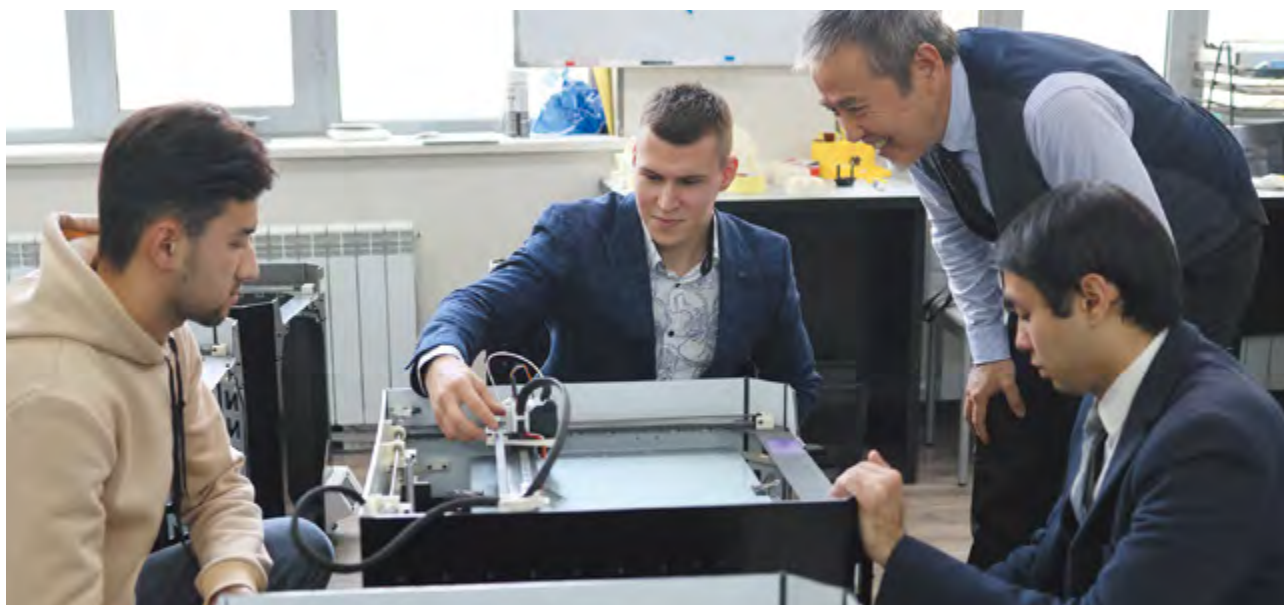
化のみならず、海面上昇、熱帯病の拡散、水資源の枯渇、食料生産への被害などをもたらすとされ、人間の安全保障や持続可能な社会経済の実現にとって大きな脅威となっています。特に、社会経済基盤が脆弱な開発途上国には、より深刻な影響が及ぶと考えられます。

気候変動対策を重要な経営課題に位置づけ、開発途上国に寄り添いながら、脱炭素社会への円滑な移行と気候変動に対して強じんな社会の構築を目指していきます。

4. わが国社会経済の活性化および内なる国際化への貢献

開発途上国との協力においては民間企業、地方自治体、NGOなどの政府以外の主体が重要な役割を果たしています。JICAはこれらの主体との連携をさらに強化していきます。

また、日本の技術を活用した開発課題の解決への取り組みを通じて、民間企業などの海外展開にも貢献します。開発途上国での事業を通じて得た知見やネットワークを活用し、日本国内での外国人材受入・共生に向けた取り組みにも適切な貢献を行います。



【写真：渋谷敦志】



[写真：久野真一]

JICAの 重視するアプローチ

1. 信頼関係の構築に向けた、 オーナーシップとパートナーシップを 重視した協力の推進

JICAが長年にわたり実践してきた、開発途上地域のオーナーシップ(主体性)と日本との対等なパートナーシップを基礎とする協力は、開発協力の効果を高め、開発途上地域と日本との信頼関係の強化に寄与してきました。このことを再確認し、これを引き続き重視します。

2. 「JICAグローバル・アジェンダ (課題別事業戦略)」の促進による 開発パートナーとの広範な連携や 共創を通じた開発効果の増大

2021年度に、JICAは、世界や開発途上国が抱える課題ごとに中長期的な目標、成果と取り組みの優先順位を明確にした

「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定しました。SDGsへの関心の高まりなどを背景に、スタートアップ企業を含むさまざまな企業、研究機関、市民団体などに開発の担い手が広がっています。同アジェンダを促進することで、そのような幅広い開発の担い手との連携や共創を通じ、開発効果の一層の増大を目指します【▶P.22-27を参照ください】。

3. ジェンダー平等の推進・多様性の 尊重

JICAはこれまでもジェンダー平等の推進に取り組んできており、第5期中期計画においても事業でのジェンダー主流化などを通じ、一人ひとりが、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できるような、平等で多様性を認め合う社会の実現を目指します。また、組織運営においてもジェンダーを含むさまざまな多様性を尊重し、多様な働き方と成長環境の充実を図ります。

4. DXの推進

包摂的で多様性を享受する社会の実現、自由で安全なサイバー空間の構築、ならびにポストコロナでの業務実施体制の確保および業務の効率化を図るべく、デジタル化を含む革新的技術の活用やそれらの実装に向けた環境整備などを進めます。

事業においては、デジタル技術・データの活用を通じた新たな価値の創出などを通じて、事業効果の増大を図ります。組織運営においては、業務プロセスの改善や迅速化、専門性を持った人材の確保・育成や経営資源の最適配分などにより、業務の質の向上などを積極的に推進します。

 関連情報

JICAウェブサイト——第5期中期計画

2022年度の事業展開の方向性

JICAの挑戦——2022年度事業の6つの柱

1

「自由で開かれた インド太平洋」の 実現に向けた事業展開

ピックアップ

→ P.18

国際秩序の根幹を揺るがすような政変や紛争が発生している今日において、自由・民主主義・法の支配・海洋の自由といった普遍的価値を守ることが一層重要になっています。

JICAは、各国の歴史や文化、発展状況などを踏まえて柔軟に定義される普遍的価値に基づき、日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、インド太平洋地域のみならず、日本と世界の平和と繁栄に貢献します。その際、開発途上国の主体性を重んじ、JICA事業に関わるすべての関係者の信頼を醸成しながら、日本の強みを生かした開発協力を推進します。

2

新型コロナウイルス 感染拡大への対応と 人間の安全保障の実現に 向けた事業展開

ピックアップ

→ P.19

新型コロナウイルス感染症の社会への影響が長期化するなか、医療体制が脆弱な開発途上国への支援や、将来の新たな感染症への対策が、世界共通の課題となっています。JICAは「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進し、すべての人々が、いつでも必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成を目指します。また、特に負の影響を受けやすい脆弱層に対し、水・衛生、食・栄養などの改善に資する協力を強化します。

これらの取り組みを通じて、開発途上国のより強靱な経済の構築に貢献し、誰もが尊厳をもって生きられる社会の実現を目指します。

3

気候変動・地球環境への 取り組みの強化

ピックアップ

→ P.20

国際公共財としての地球環境が一段と悪化しており、開発途上国はその影響に対して特に脆弱です。人々の暮らしと国の発展が脅かされているなか、開発途上国は、開発と気候変動対策とを同時に進めるといった難しい立場に置かれています。

JICAは、開発途上国のパートナーとして、人間の安全保障の確保と質の高い成長を目指しつつ、各国の気候変動対策に協力していきます。例えば、開発途上国の立場に寄り添いながら、各国の実情に合わせたエネルギー転換・公共交通整備といった緩和策への協力や、インフラ・防災・水資源・農業分野などでの適応策への協力を拡充します。その際、近年のESG投資への関心の高まりを背景とした民間資金の動員や、新しい技術の活用を積極的に促進します。

世界は今、国際秩序の根幹の動揺や、新型コロナウイルス感染症、気候変動などの地球規模課題といった複合的危機に直面しています。JICAは、人間の安全保障と質の高い成長をミッションとし、開発途上国の創造的復興とSDGs達成に力強く取り組みます。その際、DXや多様なパートナーとの連携を推進し、開発効果の最大化を追求します。

4

日本国内の多文化共生・ 地域経済活性化に資する 取り組みの強化

日本政府が外国人材の受入れ・共生社会の構築を推進するなか、JICAは、日本国内の多文化共生や地域経済活性化のための取り組みを強化します。

その取り組みの一つとして、外国人材の適正な受入れに向けて、来日前・来日中・帰国後を通じた外国人材受入環境の整備促進や、多文化共生社会の構築を支援します。その際、JICAの人材育成事業の経験や、JICA海外協力隊経験者といった人的資源など、JICAが長年かけて培った国内外のネットワークを最大限活用します。加えて、日本の民間企業との連携・共創を通じて、開発途上国の健全な発展と、豊かで持続的な日本社会の実現に貢献します。

5

ジェンダー平等の推進・ 多様性の尊重

ジェンダー平等は、人権と人間の安全保障の概念に結びついた普遍的な価値であり、日本と開発途上国を含む各国が連携を強化して取り組むべき課題です。

JICAは、人間の安全保障の実現に向けて、あらゆる分野・課題の協力において、ジェンダーの視点を含む多様性の尊重を重視した質の高い開発協力事業を展開します。また、国際公約や日本政府の行動計画などへの貢献を通じて、ジェンダー平等を含む多様性尊重に向けた、JICAの取り組みを広く世界に発信します。

ピックアップ

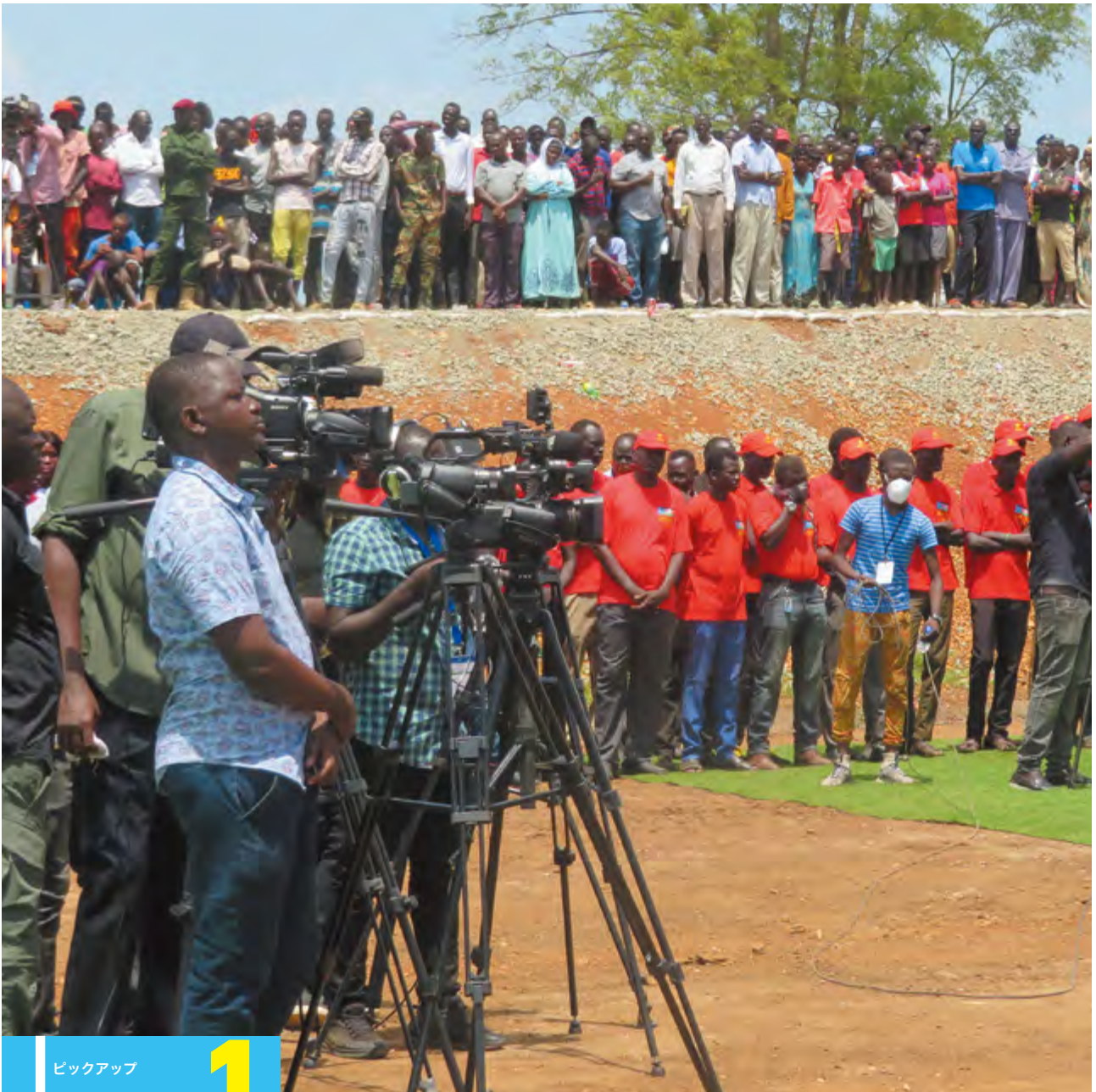


6

新しい時代の ニーズに応える 事業の構築・実践

新型コロナウイルス感染症パンデミック後の開発途上国において、支援のニーズは変化を続けています。

JICAは、情報の活用やデジタル技術の導入によって、あらゆる事業でDXの実現可能性を追求し、「デジタルで最先端を行くJICA」を目指します。また、国内外の人材との連携を強化し、開発途上国の課題解決に有益な科学技術を事業に導入・活用します。さらに、資金動員を含む多様なパートナーとの連携の拡大や、「JICAグローバル・アジェンダ」の推進、海外投融資や民間投資の促進を通じて、事業の効率化やインパクトの最大化を図ります。



ピックアップ

1

普遍的価値の共有

2011年の独立後、2度の国内騒乱を経て、再び民主国家建設の道を歩み始めた南スーダンで、JICAは公共放送局(SSBC)の報道・番組制作能力の向上に協力。写真は2022年5月、ナイル川に架かる国内初のアーチ型鋼橋「フリーダム・ブリッジ」の開通式を取材する同局員。国民が偏りのない情報へのアクセスを保障され、「表現の自由」が定着することが、民主国家の成熟につながる【写真：Midori Matsumoto】

基本的人権を守るための「法の支配」の実現

基本的人権や自由が保障され、一人ひとりが人間として尊重される社会を目指して、JICAは法の支配の実現に向けた協力を行っています。

人々が「恐怖と欠乏」に怯えることなく、安心して暮らしていくためには、法令の整備とともに、裁判所や検察、弁護士、警察など法制度の運用や法執行を担う組織の強化と人材の育成が不可欠です。JICAは、欧米の法制度を学んで近代化を進めた日本の経験も生かし、相手国の実情や歴史的背景を尊重した協力を行ってきました。また、基本的人権の根幹を成し、民主主義を支える基盤である表現の自由を守り、人々の正確で公正な情報へのアクセスを保障するため、メディアの機能強化に協力しています。



ピックアップ

2

健康を脅かす危機への対応

写真のインドネシアのほか、世界10カ国以上で日本と現地を結ぶ遠隔ネットワークを構築。遠隔指導・研修などで医師や看護師の集中治療分野の能力向上を図るとともに、ICU設備の整備に協力している。長引くコロナ禍で移動や接触が制限されるなか、デジタル技術を活用し世界各地で重症患者の命を守る取り組みが進行中だ

どんなときでも、すべての人々の健康を守る

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化するなか、母子の健康課題、非感染性疾患など、感染症以外にも人々の健康に対する脅威は多様化しています。

それらの脅威に対処するためには、人々の生活の基盤となる健康を守る体制づくりが重要です。JICAは、「人間の安全保障」と「質の高い成長」を実現するために培ってきた協力経験や関係機関とのネットワークを有しています。それらを生かし、「JICA世界保健医療イニシアティブ」の3つの柱である診断・治療、警戒、予防の各取り組みを強化します。そうした協力を通じ、公衆衛生上の危機下においてもすべての人々が必要なサービスを、経済的困難を被ることなく受けられる状態である、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」達成を目指します。



ピックアップ

3

気候変動対策

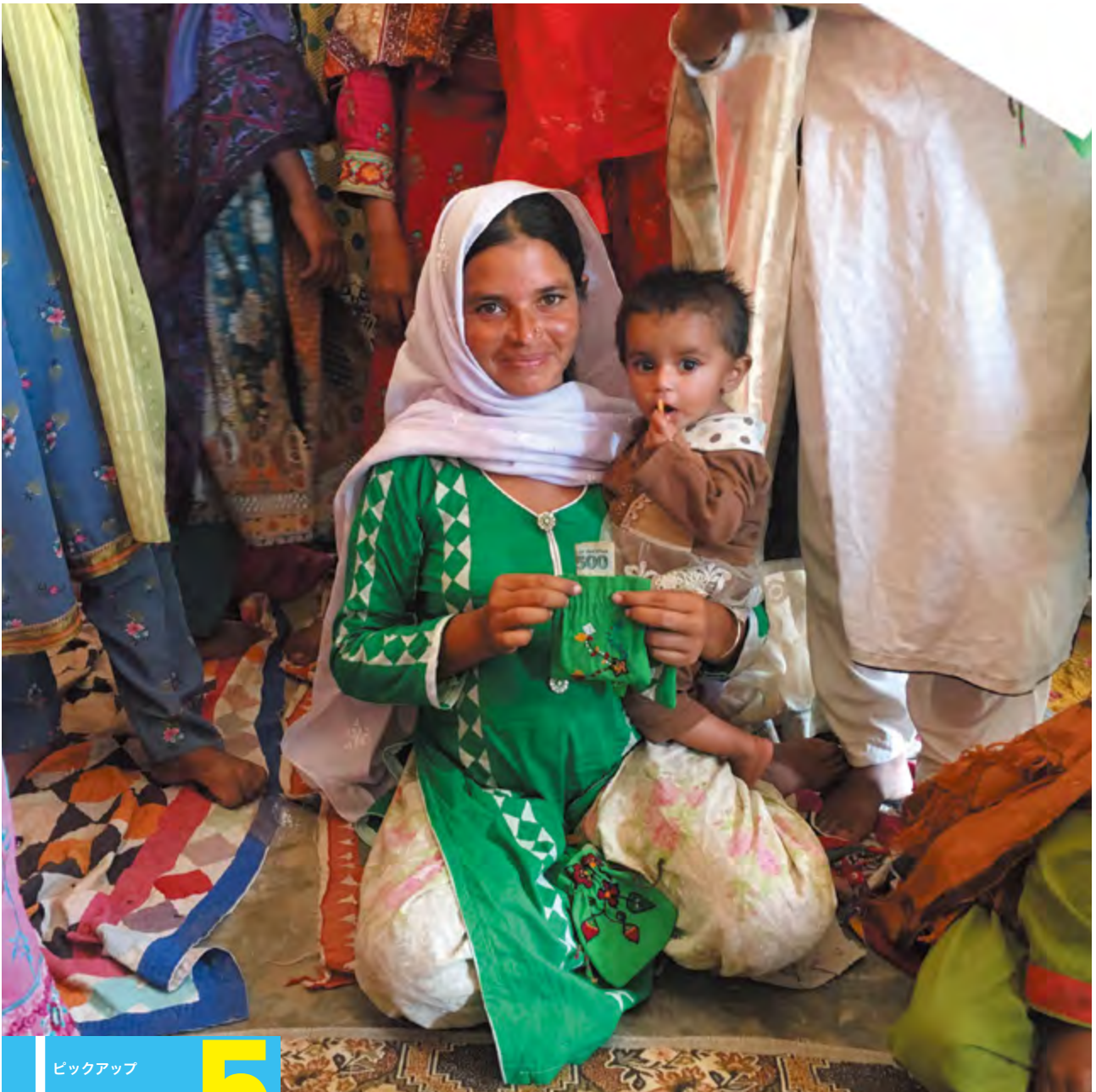
都市化や経済成長に伴い交通渋滞や大気汚染の悪化が著しいバングラデシュの首都ダッカで、JICAは都市交通戦略計画の策定と実施に協力中。例えば、同国初の大量高速輸送システム(MRT)となる6号線(21km)の整備に協力しており、移動時間の大幅な削減^{*}に加え、年間18万トンのGHGの排出削減を見込んでいる

開発課題解決と気候変動対策の両立に向けて

JICAは開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靭な社会の構築を後押しし、パリ協定などの目標達成に向け貢献しています。各国の温室効果ガス(GHG)削減計画である「自国が決定する貢献(NDC)」や長期低排出発展戦略などを踏まえ、気候変動対策の計画の策定や更新、実施、モニタリングに必要な能力強化を通じ、パリ協定の実施促進を図っています。

また、各開発課題の解決(開発便益)と同時に気候変動対策(気候便益)にも貢献する、コベネフィット(共便益)・アプローチを積極的に進めます。特に、電力・エネルギー、運輸交通、都市開発、森林・自然環境保全、農業などにおいて、気候変動対策の質・量両面の拡充を目指します。

^{*} 6号線(21km)の始点から終点であるウトラ北ーカマルプール間の所要時間は、110分から38分に短縮予定。



ピックアップ

5

↓
ジェンダー平等と
女性のエンパワメント

パキスタンの農村部では女性の外出が難しく、多くが家内労働で生計を立てている。JICAは、シンド州で女性たちの伝統手工芸の付加価値づけを支援するほか、製品販売で得た収入を有効に使うために、家計簿や預金の大切さを教える活動を実施。この女性は、作製した財布に子どもの教育費用の貯金をしている【写真：かいはつマネジメント・コンサルティング】

5つの優先課題で「ジェンダー主流化」を推進

ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進することは、公正で持続可能な社会の実現に向けて重要な取り組みです。JICAは、①女性の経済的エンパワメントの推進、②女性の平和と安全の保障、③女性の教育と生涯にわたる健康の推進、④ジェンダー平等なガバナンスの推進、⑤女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備、を優先取り組み課題として設定しています。

女性や女兒を取り巻く課題を分析したうえで、女性や女兒の主体的な能力の強化、制度や仕組みの変革、人々の意識・行動の変容に向けて、効果的な取り組みを行っていきます。

JICAグローバル・アジェンダ

多様な力を結集し、複雑化する世界の課題に挑む

JICAは、「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を策定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化します。また、各目標の達成に向けて国内外の幅広いパートナーとの連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指します。

世界が直面する、複雑で深刻な課題

経済的な豊かさと人々の尊厳を追求してきた世界は、気候変動などのすべての生命の生存が脅かされる問題や、新型コロナウイルス感染症、頻発する紛争といった困難に直面しています。これらのグローバルな課題に対しては、国際社会が目標を共有し、多様な力を結集して取り組む必要があります。

JICAは、SDGs達成や地球規模課題解決に貢献し、「人間の安全保障」「質の高い成長」というミッションを果たすべく、多様なパートナーと取り組むため、4つの切り口(Prosperity、People、Peace、Planet)の20の課題別事業戦略から成るJICAグローバル・アジェンダを設定しました。

協働・共創を推進

SDGsへの関心の高まりなどを背景に、民間企業、研究機関、市民団体などに開発協力の担い手が広がっています。JICAはこれらのさまざまなステークホルダーと、JICAが実現を目指す中長期的な価値を共有し、共に課題解決に取り組めます。

協働を推進するために、多様なパートナーが集う場としてのプラットフォームを構築、またはそれに参加し、知識・アイデア、人材などさまざまなリソースを活用した共創を促進します。さらに、資金動員や民間企業のビジネス参加を促進する環境整備に取り組み、課題解決に向けた大きな「うねり」を誘導します。

4つの切り口と20の課題別事業戦略

Prosperity

豊かさ

- 1 都市・地域開発
- 2 運輸交通
- 3 資源・エネルギー
- 4 民間セクター開発
- 5 農業・農村開発
(持続可能な食料システム)

People

人々

- 6 保健医療
- 7 栄養の改善
- 8 教育
- 9 社会保障・障害と開発
- 10 スポーツと開発

Peace

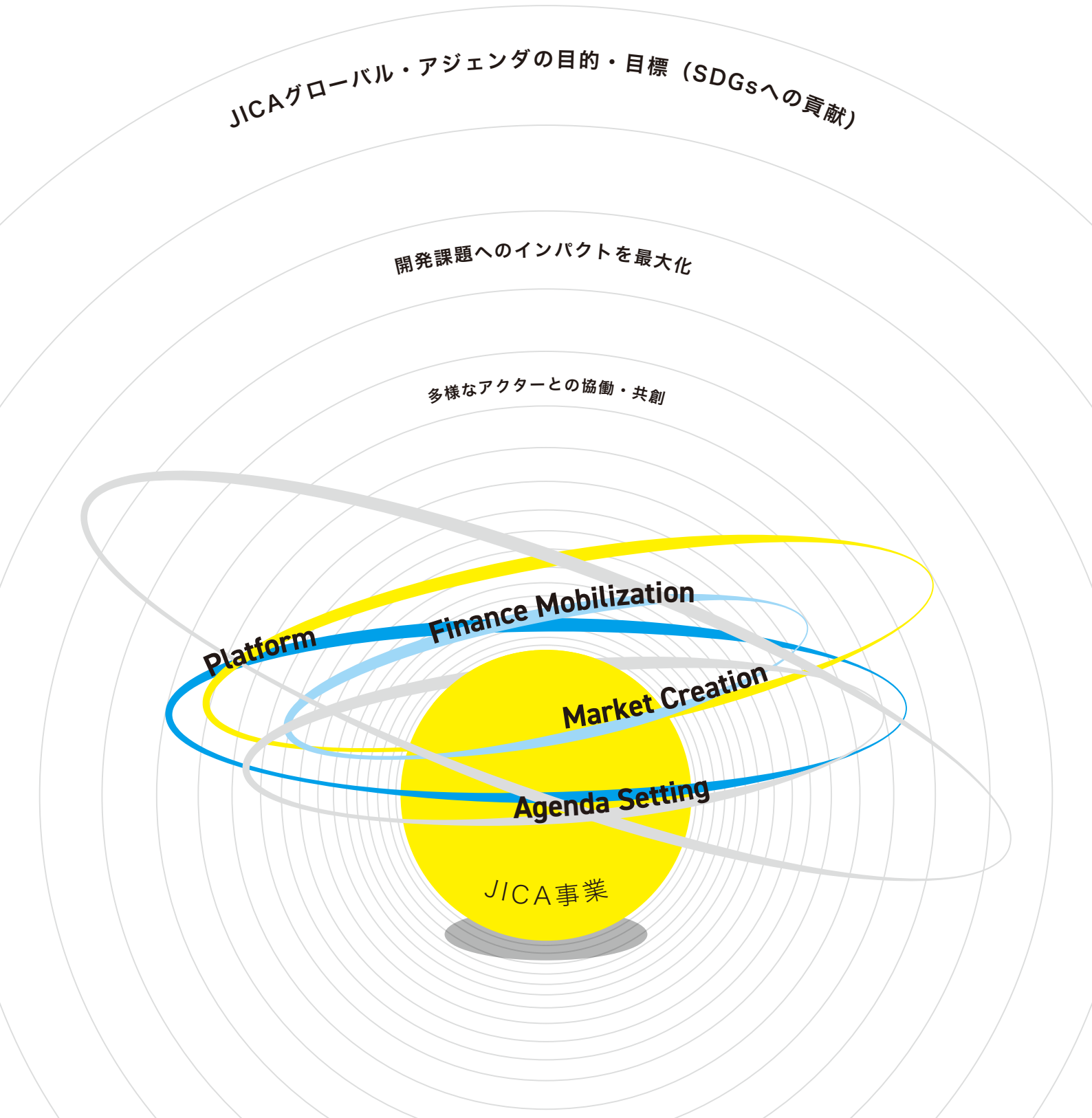
平和

- 11 平和構築
- 12 ガバナンス
- 13 公共財政・金融システム
- 14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント
- 15 デジタル化の促進

Planet

地球

- 16 気候変動
- 17 自然環境保全
- 18 環境管理
- 19 持続可能な水資源の確保と水供給
- 20 防災・復興を通じた災害リスク削減



インパクトの最大化に向けたJICAの役割

Agenda Setting
 未来に向けて
 共に達成すべき目的・目標
 を設定します

Platform
 多様な人や情報が集まり
 共創する場をつくります

Market Creation
 ビジネスの機会を
 創出します

Finance Mobilization
 課題解決のために
 資金を動員します

Prosperity

豊かさ

1 都市・地域開発



都市マネジメントで、暮らしやすく持続可能な街を

都市の望ましいあり方を見据え、最新の地理空間情報(G空間情報)を活用しながら適切な土地利用を考案します。さまざまな利害を調整し、計画、整備、管理運営などを実施。魅力的で持続可能な街を構想し、マネジメントする能力を強化します。



協力方針

1. さまざまな関係者と協働し、「都市マネジメント」の能力を強化
2. G空間情報[※]の整備・活用を支援

※ 位置情報とそれに関連付けられた情報。

2 運輸交通



すべての人・モノが安全かつ自由に移動できる世界へ

運輸交通分野における低・脱炭素化を進めつつ、国内およびグローバルに広がる運輸交通インフラの整備や維持管理技術の向上、安全の確保に取り組みます。それにより、すべての人が安全で自由に移動でき、必要なモノがあまねく世界に行き渡る社会を目指します【→P.28事例を参照ください】。



協力方針

1. グローバルネットワークの構築
2. 海上保安能力の強化
3. 道路アセットマネジメント
4. 道路交通安全
5. 都市公共交通の推進

3 資源・エネルギー



誰もが安心して電気を使える世界へ

電気を利用できない人口や暮らしを脅かす停電を減らし、誰もが利用できる価格で電気を供給できるよう、持続的な電気事業体制を構築します。さらに、気候変動に対応するため、持続可能なエネルギー利用と開発途上国における鉱物資源の適切な管理に貢献します【→P.29事例を参照ください】。



協力方針

1. 送配電ネットワークの強化
2. 再生可能エネルギーの導入促進
3. 省エネルギーの促進
4. 鉱物資源分野の人材育成と人的ネットワークの強化

4 民間セクター開発



民間企業を育成し、途上国の経済成長を促す

起業家や企業の競争力を向上させ、産業・投資政策やビジネス環境を整備し、金融アクセスなどを改善。民間企業が成長するための環境を整えます。また現地企業と日本企業の協働を進め、連携を強化し、双方の経済の強靱化を目指します【→P.30事例を参照ください】。



協力方針

1. 「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進
2. 社会課題の解決に挑むスタートアップ支援、「Project NINJA」
3. アジアにおける投資促進と産業振興

5 農業・農村開発(持続可能な食料システム)



みんなが豊かになる農業を実現し貧困と飢餓をなくす

生産技術の開発や普及、効果的な流通体制の構築を通じて農・畜・水産業の生産性を高め、農村部の貧困削減と経済成長を推進します。それとともに、気候変動への対応や食品ロスの課題にも取り組み、食料の安定的な生産・供給に貢献します【→P.31事例を参照ください】。



協力方針

1. 小規模農家向け市場志向型農業の振興
2. アフリカ地域における稲作振興
3. 東南アジア地域のFVC構築
4. 島嶼国の水産ブルーエコノミー振興
5. 家畜衛生強化を通じたワンヘルスの推進

People

人々

6 保健医療



どんなときでも人々の健康を守る体制づくりを

生活の基盤となる健康を守る体制づくりを推進します。また、これを通じて、すべての人々が、いつでも、必要な保健医療サービスを経済的困難なく受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成に貢献します。



協力方針

1. 中核病院における診断・治療の強化
2. 感染症対策および検査拠点の強化
3. 母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化
4. 医療保障制度の強化

7 栄養の改善



健康な未来へ導く適切な栄養を、すべての人々に

必要な栄養を適切に摂取できていない低栄養状態や、深刻化する過栄養の問題に対して、保健、農業・食料、水・衛生、教育など、さまざまな分野において連携して取り組み、世界の人々が健康に暮らせるよう、貢献します【→P.32事例を参照ください】。



協力方針

1. 母子栄養の改善
2. 「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)」を推進

8 教育



一人ひとりが生き生きと輝く、質の高い教育を

世界には、必要最低限の読解力や計算力を習得できていない子どもや若者が6.1億人以上います。また、高等教育に関しては国による格差が生じています。すべての人々が学ぶ場を得て能力を生かして活躍できるよう、取り組みます【→P.33事例を参照ください】。



協力方針

1. 教科書や教材を開発し、学びを改善
2. 地域のコミュニティと学校との協働
3. 誰ひとり取り残さない教育を提供
4. その国を牽引する拠点の大学をパワーアップ

9 社会保障・障害と開発



誰もが尊厳をもって自分らしく生きる世界を目指して

社会保障の拡充や労働環境の改善、障害者の社会参加の促進や、障害の主流化を通じ、誰もが尊厳をもって、社会の一員として、互いの暮らしを支え、支えられながら生きる社会の実現を目指します。



協力方針

1. 社会保険制度の構築
2. 社会福祉の推進
3. 雇用・労働環境の整備
4. 障害に特化した取り組み
5. 「障害主流化」の取り組み

10 スポーツと開発



すべての人々が、スポーツを楽しめる平和な世界に

スポーツは、言葉や文化の違いを超えて楽しめるボーダーレスなものであり、人々の可能性を広げ、未来を開く一歩にもつながります。JICAは、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりや、スポーツを通じた人材育成に取り組み、多様性のある平和な社会の実現に貢献します。



協力方針

1. スポーツへのアクセス向上
2. スポーツを通じた心身ともに健全な人材育成
3. スポーツを通じた社会包摂と平和の促進

Peace

平和

11 平和構築



恐怖と暴力のない平和で公正な社会を目指して

暴力や紛争のリスクを低減し、国・社会が危機に対応する能力の強化を目指します。そのために、制度構築と人材育成によって住民から信頼される政府をつくり、コミュニティの融和と社会・人的資本の復旧・復興・強化を促進します【→P.34事例を参照ください】。

協力方針

1. 人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくり
2. 脆弱地域における地方行政の能力強化、強靱な社会の形成と信頼醸成
3. 人道・開発・平和(HDP)ネクサスの推進



12 ガバナンス



すべての人々が、尊厳をもって暮らせる社会を

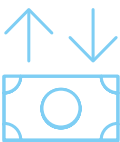
基本的な人権、自由、法の支配などの普遍的価値を実現し、一人ひとりが人間として尊重される社会を目指し、JICAは、法制度の整備・運用、公共放送の機能向上、適正な行政サービスの実施に協力。民主的かつ包摂的なガバナンス(統治機能)の強化を支援しています【→P.35事例を参照ください】。

協力方針

1. 法の支配の実現
2. 公務員および公共人材の能力を強化
3. 海上保安能力の強化



13 公共財政・金融システム



財政・金融の基盤を強化、経済の安定と成長を目指す

経済の安定ならびに持続的な成長に不可欠である財政基盤の強化や、金融システムの育成を支援します。また、税関行政の改善により、貿易の円滑化にも貢献します。

協力方針

1. 国家財政の基盤強化
2. 税関の近代化支援を通じた連結性強化
3. 金融政策の適切な運営と金融システムの育成



14 ジェンダー平等と女性のエンパワメント



性別にとらわれず誰もが能力を発揮できる社会に向けて

社会や組織における差別的な制度や仕組みを是正し、女性や女性の主体的な能力を強化するとともに、社会や人々の意識や行動の変容を促進する取り組みを実施します。それにより、一人ひとりが性別にとらわれることなく、人間としての尊厳をもって、それぞれの能力を発揮できる社会の実現に貢献します。

協力方針

1. 5つの優先課題*で「ジェンダー主流化」を推進
2. ジェンダースマートビジネス(GSB)の振興
3. ジェンダーに基づく暴力(SGBV)の撤廃

※ ①経済的エンパワメント、②平和と安全、③教育と健康、④ガバナンス、⑤生活インフラ。



15 デジタル化の促進



DXで、一人ひとりが多様な幸せを実現できる社会へ

デジタルテクノロジーとデータの活用でさまざまな課題を効果的に解決し、より良い社会をつくります。また、その基盤となる情報通信環境の整備、人材育成や産業創出を通じ、自由で安全なサイバー空間の構築に取り組みます。

協力方針

1. 開発事業でのDX推進
2. デジタル化のベースとなる基盤整備



Planet

地球

16 気候変動



途上国とともに、気候変動の脅威に立ち向かう

経済・社会に甚大な負の影響を与える気候変動を抑えるため、世界全体で温室効果ガスの排出量を大幅に削減するとともに、その変化に対応しなくてはなりません。開発と気候変動対策とを同時に進めるという難しい立場に置かれた開発途上国に協力し、地球規模の課題の解決に貢献します。



協力方針

1. パリ協定の実施促進
2. コベネフィット型気候変動対策

17 自然環境保全



次世代へ豊かな自然の恵みを引き継ぐ

地域の社会、そして持続可能な地球環境にとって重要となる自然環境の保全を行います。このため、守るべき自然の価値や現状を科学的に把握・モニタリングし、地域住民と協働し、伝統的な知見も生かして、自然環境の保全と人間活動との両立を目指します。



協力方針

1. 陸域における自然の豊かさを守る
2. 海域(沿岸域)における自然の豊かさを守る

18 環境管理 —JICAクリーン・シティ・イニシアティブ—



環境の汚染を防ぎ、健康に暮らせるきれいな街へ

多くの開発途上国で、環境対策なしに工業化・都市化が進み、水・大気・土壌の汚染が深刻化し人々の健康が損なわれています。廃棄物(ごみ)の適切な管理や水・大気の汚染防止のための人材育成などを通じて、「きれいな街」の実現に協力し、持続可能な社会構築を目指します【→P.36事例を参照ください】。



協力方針

1. ごみ処理の仕組みを改善し、循環型社会へ
2. 環境規制や汚染防止策で、健全な水・大気・土壌環境を

19 持続可能な水資源の確保と水供給



すべての人々が安全な水を得られる社会へ

水資源を巡る地域の課題を解決するため、水資源の管理に責任を持つ組織を強化し、利害関係者の民主的な協議の仕組みを構築します。水道サービスの拡張と改善を自立的に進めることができる「成長する水道事業者」をつくります。



協力方針

1. 統合水資源管理で地域の水問題を解決
2. 水道事業者の成長を支援

20 防災・復興を通じた災害リスク削減



強靱な国の基盤をつくり、命を守って経済を発展させる

事前の災害リスクの削減は、開発の土台となり、人々の命と暮らしも守ります。開発途上国が将来的に独自に防災投資を拡充できる体制強化を図ります。これによって、死者・被災者数や経済損失などの自然災害による被害を、2030年までに減少傾向に変えることを目指します【→P.37事例を参照ください】。



協力方針

1. 国の基盤を支える構造物対策の推進
2. 非構造物対策を含めた防災ガバナンスの強化
3. Build Back Better (より良い復興)の推進



PROJECT

市民の足を より魅力的で 便利なものへ

サービス低下で進む利用者離れ

首都サラエボを擁し44万人が暮らすサラエボ県はボスニア・ヘルツェゴビナ最大の県です。県中心部は川沿いの盆地に位置し、住宅があるのは盆地を囲む丘陵地帯。人々はミニバスに乗り町へ出て、トラム、バス、トロリーバスなどに乗り換えオフィスや学校へ移動しています。

しかし、市民の足であるこれらの公共交通は、交通公社の経営難で車両や軌道が老朽化しても修理や更新ができない状況でした。その結果、運行台数や運行頻度が維持できず、サービスの質が低下したことで利用者離れが進んでいます。

こうした状況を打開するため、JICAは2020年に利用者目線に立った魅力的で使いやすい公共交通へと改善するプロ

ジェクトを開始しました。

西バルカン地域へと広がる協力効果

プロジェクト開始前の調査で、正確な路線図や時刻表がないことがわかり、現地高校生の協力も得ながら詳細な公共交通マップを作成しました。また、交通量調査も行われていなかったため、プロジェクトでは調査方法や調査結果に基づく需要予測、予測に基づく路線計画策定などについて助言。インフラ更新計画やメンテナンスに関する協力も行っています。

また欧州連合(EU)のドナー国と協力し、公共交通が発達したオーストリアやイタリアで第三国研修を実施。サラエボ県関係者は公共交通の政策や運行管理、車両の維持管理について学びました。

さらに、プロジェクトの知見を西バルカン地域の諸都市と共有するため、公共交通セミナーも計4回開催。セルビアやアルバニア、モンテネグロの関係者も参加し、関係者のネットワークも生まれています。これに加えJICAは、2020年11月にセルビアで「ベオグラード市公共交通改善プロジェクト」も開始しています。

市民の足となる西バルカンの公共交通を魅力的で便利なものへ。JICAは利用者目線に立った改革に協力していきます。



オーストリア：同国第二の都市グラーツで実施した研修に参加する両国の公共交通機関関係者と日本人専門家[写真：株式会社アルメックVPI]

DATA

サラエボ県公共交通管理及び
運営能力強化計画策定プロジェクト

対象国
ボスニア・ヘルツェゴビナ

協力期間
2020年10月-2023年10月

VOICE

未来につながる調査を実施しています



JICA専門家
株式会社アルメックVPI 八木貞幸さん

欧州復興開発銀行(EBRD)や欧州投資銀行(EIB)も新車両の投入やトラム軌道の修復など本格的な支援に乗り出しました。現在プロジェクトで実施している包括的な交通調査が、プロジェクト終了後も適切に更新・管理され、サラエボ県の交通改善計画に役立つことを期待し、私たちも強い使命感を持って取り組んでいます。



PROJECT

長期研修で持続的な 資源開発を担う 人材の育成に取り組む

実践能力とマネジメント能力を鍛える

画面に映る参加者の顔。それぞれにとって知っている顔もあれば初めての顔も。

2021年8月に「脱炭素化と必須資源」をテーマに開催されたオンライン勉強会に参加する彼らは出身国も現在地も違います。共通点は「資源の絆プログラム」を通じ日本で学んだ経験があることです。

この資源の絆プログラムとは、開発途上国の資源分野の人材育成と、これらの人材と日本の資源開発関係者との人的ネットワークを強化することを目的としたJICAの長期研修です。2014年度の受入れ開始以来、累計で27カ国149人がこのプログラムに参加しています。

プログラムの参加者は、日本の大学の修士や博士課程へ入学し、それぞれの出

身国が抱える課題と解決策に関する研究を行い、学位の取得を目指します。また、鉱山の視察や、資源系企業でのインターンシップなどを通じて実践能力を高めるほか、資源政策や鉱山経営、鉱業契約、地熱などに関するJICA独自の研修コースでマネジメント能力の向上にも取り組みます。さらに、研修期間中に出身国で現地調査を行う機会をつくり、論文執筆のためのデータ収集などを行っています。

帰国後も続く「絆」

名称に「絆」とあるように、JICAはネットワークづくりにも力を入れています。プログラムで形成されたネットワークは帰国後も拡大します。冒頭のオンライン勉強会、通称「資源の絆塾」もその一環で、2021年から始まりました。また、SNSを活用したネットワークが構築され、JICAから関連情報を提供する場、日本にいる研修員や帰国研修員がつながり動画で近況報告をする場などとして、とても重要な役割を果たしています。

こうした協力に加え、JICAは帰国した研修員の活躍を後押しするため、研修員が所属する大学に対して、資源探査や資源利用に役立つ分析装置などの研究用機材を供与する計画も進めています。



フィリピン:ルソン島カマリネス・ノルテ州のフィールドで物理探査(VLF法)を行う研修員

DATA

資源の絆プログラム

開始年

2014年

受入国数

27カ国

受入人数

延べ149人

※実績はすべて2022年3月現在

VOICE

母国の発展に貢献したい



秋田大学大学院 国際資源学研究科 博士後期課程

ドルカス・リンダ・エルネスト・ウアシケテさん

母国のモザンビークでは貴重な石炭資源が自然発火で焼失することが多く、その仕組みを解明したくて応募しました。このプログラムで国や研究分野の異なる人々と交流できたことは大きな財産です。帰国後は学んだことを生かして国の発展に貢献するだけでなく、特に女性が科学分野で活躍できる環境をつくっていききたいと思います。



PROJECT

バングラデシュの 中所得国化を バックアップ

3つの課題に同時に取り組む

2021年までの中所得国化を目指し、2019年まで年率7%以上の経済成長を続けていたバングラデシュ。低賃金を競争力の前提とした縫製業と海外労働者送金に支えられていた自国の経済構造を転換し、外国投資を呼び込み、国内産業を多角化していく必要がありました。

JICAはこうした状況を踏まえ、2017年度に「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」を開始。このプロジェクトは、投資・ビジネス環境改善、経済特区の開発促進、国内裾野産業振興という3つの課題に同時に取り組むことで、経済構造の転換に貢献することを目指したものです。

さまざまな成果収め新たな協力も始動

投資・ビジネス環境改善に向けた取り

組みとして、海外送金制度や長期事業資金の海外借入れ制度の緩和・簡素化に協力しました。このほか、外資を誘致するためにバングラデシュが基幹産業化を目指す自動車産業の開発政策策定に協力し、2021年6月にはその政策が閣議決定されました。また経済特区の開発促進に向け、2019年10月、経済特区庁内に外国企業が107の許認可サービスを一つの窓口で受けられるワンストップサービスセンター（OSSC）を開設しました。さらに国内裾野産業の振興策の一環として、機械・金属加工産業とプラスチック産業を対象に、バングラデシュ国内の企業と日本企業を含む外国企業とをマッチングしました。その結果、外国企業が求める品質・生産管理に近づける取り組みが進み、現地企業の生産レベルの向上につながりました。

プロジェクトは2022年5月に終了しましたが、引き続き投資の促進に協力すべく「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」が同月に始動しました。

この10年で進出する日本企業が約3倍に増えるなど、熱い視線を集めるバングラデシュ。2026年には「後発開発途上国」を卒業することが見込まれています。



バングラデシュ：首都ダッカにある経済特区庁に開設されたOSSCのフロントオフィス(2019年当時)

DATA

投資促進・産業競争力強化
プロジェクト

対象国
バングラデシュ

協力期間
2017年5月-2022年5月

VOICE

3つの取り組みそれぞれで成果を残せました



JICA専門家
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング 田中秀和さん

プロジェクトが目指したのは、外資の現地組み立て産業と部品を供給する現地企業とのリンケージを高めることでした。その目的達成のため支援した、自動車産業政策の閣議決定、OSSCの設置、現地のプラスチック企業と外資のオートバイメーカーとのマッチングや技術指導という3つの取り組みの成果は、どれも次につながる重要なものです。



JICAグローバル・アジェンダ No.5 案件紹介

農業・農村開発（持続可能な食料システム）

PROJECT

獣医師の能力向上で モンゴルの畜産を 活性化

市場経済化以降の混乱を立て直す

総世帯の3割が畜産で生計を立てるモンゴルで、現在、獣医師の能力を高めるプロジェクトが行われています。

モンゴルでは1990年代に市場経済化した際に国営農場が解体され、多くの獣医師が失職したことで健康管理が行き届かなくなり、病気にかかる家畜が増加。残った獣医師たちの知識や技術レベルも十分ではなく、さらに冷害が重なり多数の家畜が死亡するなど、モンゴルの畜産業全体が混乱した状態にありました。

疲弊した畜産を立て直すため、JICAは1990年代後半に協力を開始。2014年から実施したプロジェクトでは、獣医師養成の中核を担うモンゴル生命科学大学で、教育カリキュラムの改善などを行い

ました。また、2020年に開始した後続プロジェクトでは、民間の獣医師とモンゴル政府が全国に配置する公務員の獣医師の能力向上に協力。病気の診断と治療に加え、畜産物の安全性確保など、畜産品の輸出拡大も見据え幅広い分野で獣医師の能力向上に取り組んでいます。

ニーズに応える実践的な研修を

これまでモンゴルの獣医学部では、学生数が多いことや施設が不十分であったことなどが原因で、実習がほとんど行われていませんでした。

これを補うべく、プロジェクトでは「家畜の感染症」「食品と環境衛生」「家畜衛生データ収集と疫学解析」「獣医臨床技術向上」という4つのテーマを設定。ウランバートル市獣医局、中央獣医ラボラトリー、モンゴル生命科学大学獣医学部および同大学獣医学研究所の関係者と日本人専門家が複数のグループをつくり、それぞれのニーズに応える実習を伴った研修や研究を行っています。

またこうした研修や研究のほか、専門用語集の開発や獣医師が免許更新時に受講する研修カリキュラムの作成など、獣医師の卒後教育体制の整備につながるよう、JICAは今後も協力を続けていきます。



モンゴル：研修でエコーを使った牛の妊娠診断を獣医師（写真右）に指導する獣医学部の教員（写真左）

DATA

公務員獣医師及び民間獣医師実践
能力強化プロジェクト

対象国
モンゴル

協力期間
2020年6月-2025年6月

VOICE

研修は多くの獣医師から好評を得ています



JICA専門家
北海道大学名誉教授 杉本千尋さん

プロジェクトでは、病気にかかった家畜の病理学的検査、病原体の遺伝子診断、超音波検査装置による牛の妊娠診断、大動物外科手術など、学部では実施できなかった研修を実施しており、90%以上もの獣医師から満足したとの評価を得ています。逆に私は彼らの知識や技術に対する吸収意欲の高さにも感心させられています。



PROJECT

妊産婦と子どもの 栄養改善のために

栄養指導が実を結ぶ

2021年12月に日本政府が主催した東京栄養サミット2021には各国政府や国際機関、企業、市民社会のリーダーが参加し、栄養改善に向けた取り組みを強化していく機運が高まっています。

グアテマラは、中南米のなかでも特に子どもの栄養状態が悪く、妊産婦死亡率も高いことが問題となっています。2016年、状況が深刻なキチェ県で、JICAは「妊産婦と子どもの健康・栄養改善プロジェクト」を開始しました。

胎児から2歳までの「最初の1000日」に適切な栄養を摂取することは、子どもの一生に大きく影響します。プロジェクトでは、妊婦に必要な食事や離乳食をイラストで紹介する「私の栄養カレンダー」

などの栄養指導ツールの開発、コミュニティへの啓発活動、保健人材の育成に取り組みました。

コロナ禍へも迅速に対応

そこに襲ってきた新型コロナウイルスの世界的な感染拡大。プロジェクトの活動も大きな影響を受けました。

もちろん、どのような状況下でも妊娠・出産はあり、栄養指導の重要性が失われることはありません。プロジェクトでは、高血圧症や糖尿病など持病のあるハイリスク妊婦への栄養指導や感染予防・管理の研修を追加的に実施しました。また研修後のフォローアップとして、保健管区事務所の担当者らが現場をモニタリングし、電話で助言するなど、コロナ禍においても継続的に活動に取り組みました。

さらに、住民に身近なラジオを使い、母子保健・栄養、感染予防やワクチン接種を促す情報を発信したほか、離乳食の作り方を紹介する動画も制作しました。

2016年に開始したプロジェクトを通じて、母子の健康と栄養改善のための保健サービスが浸透してきました。その結果、子どもの栄養状態や妊産婦死亡率の改善につながる生後6カ月までの完全母乳育児と適切な離乳食への移行、また妊婦の適切な体重管理が可能となりました。



グアテマラ：フードモデルを使った
栄養士による妊婦への食事教育

DATA

妊産婦と子どもの健康・栄養改善
プロジェクト

対象国
グアテマラ

協力期間
2016年6月-2021年9月

VOICE

保健省や現場担当者から高い評価を得ました



JICA専門家
アイ・シー・ネット株式会社 菱田裕子さん

現場で役立つツールや教材の開発、人材育成のための研修を支援し、保健省や保健管区事務所の担当者から高い評価を得ることができました。栄養改善は短期間で目に見える成果を得るのは難しいのですが、プロジェクトで取り組んだ活動が継続されることで、必ず妊産婦と子どもの健康や栄養状態が大きく改善されると信じています。



PROJECT

子どもと大人の 学びの過程の多様化 に挑む

みんなに再チャレンジの機会を

パキстанは義務教育年齢(5~16歳)で学校に通ってない子どもが世界で2番目に多く、15歳以上の識字率が58%と世界で最も低いグループに属します。学校が家から遠かったり、子どもが生計の支え手だったり、子どもが学校に通えなくなる原因はさまざまです。JICAは「いつでも、どこでも、だれでも、いくつになっても」をキーワードに、さまざまな理由で学ぶ機会を逸した子ども、若者、大人へ基礎教育や識字教育を提供するプロジェクトを実施しています。

共に政府が提供する正規の学校であることに違いはありませんが、通常の学校教育とは異なるこれらの教育は「ノンフォーマル教育」あるいは「オルタナティブ

教育」と呼ばれています。JICAは2004年からパキстанでこの「ノンフォーマル教育」の促進に協力してきました。

卒業資格がもたらす自信と未来

2004年に協力を開始したときはパンジャブ州のみで活動していましたが、現在はすべての州でプロジェクトを展開しています。JICAは学齢期を過ぎてしまった人向けの速習型学習プログラム(ALP: Accelerated Learning Program)を基に初等教育の学習パッケージを開発し、いくつかの州では、このプログラムを修了して試験に合格すれば、小学校の卒業資格を得られるようになりました。

現在展開中の「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ2」では、ALPの中学校版を作成しています。小学校だけでなく中学校の卒業資格が得られれば、本人の大きな自信につながることはもちろん、就職や上級学校への進学にも役立ちます。また成人向けの識字教育では、これまで基礎識字、ライフスキル、収入向上の3要素を含んだカリキュラムを作成しました。すでにいくつかの州で承認されていますが、これを全国に広げたいけるよう、パキстанの連邦政府および各州政府に協力しています。



パキстан：パンジャブ州の遠隔地の村で地元住民の家の一室を使ったノンフォーマル教育学校に通う女の子たち【写真：田中博崇】

DATA

オルタナティブ教育推進
プロジェクトフェーズ2

対象国
パキстан

協力期間
2021年2月-2025年1月

VOICE

数えたり読んだりできるようになりました

パンジャブ州スバ・エ・ナウ小学校(ALPコース)
リキシャ電子工 ハスナン・アリさん(12歳)



一度も学校に行ったことがなくても大丈夫と聞き、ALPへの入学は自分で決めました。朝7時すぎから2時間勉強して10時から仕事と、両立できる点がいいと思います。ALPで友達と遊べることと、仕事場で正確にお金を数えたり品物のラベルが読めるようになったりしたことがうれしいです。将来は国の役に立つ人になりたいです。



PROJECT

元難民との 共存を図る

国際社会が注目する現地統合事業

1964年の独立以来、政治的に安定しているザンビアは、難民に寛容な国として知られています。内戦が続くアンゴラやルワンダから逃れてきた難民のなかには、内戦終結後も政治的な理由などからザンビアにとどまる人たちがいます。

そうした元難民のためザンビア政府は、居住許可証のほか家屋や農業用の土地を提供する現地統合事業を、国際機関からの支援を受け2014年に開始しています。元難民と自国民の平和的共存・共生を図るこの取り組みは、難民問題の恒久的解決策として国際社会からも高い注目を集めています。しかし一方で、再定住地への移住が計画どおりに進んでいないなどの問題を抱えていました。

住民志向の再定住と生計の自立に協力

こうした状況を受け、JICAは2020年2月から「元難民の現地統合支援プロジェクト」を開始。プロジェクトでは、国際機関やNGOと共にザンビア政府の現地統合事業を促進するため、入植者や元難民の意思を踏まえた住民志向の再定住計画の改善や自立した生計の確立などに取り組んでいます。

まずプロジェクトでは、再定住区への入植者やいまだ難民地区に残る元難民たちを対象に社会調査を実施し、計画の遅れの要因を探りました。その結果、情報不足と再定住プロセスへの誤解などがあることがわかりました。そのためプロジェクトでは、わかりやすい再定住の手引書を作成。住民と行政担当者による再定住促進協議会を設立しました。また、元難民の再定住に向けた有効なアプローチを開発するため200世帯分の移住地を用意し、パイロット事業も開始しています。

さらに、生計確保に向け、入植者たちが自ら市場で調査を行い、その結果を踏まえて栽培作物を選定することで、「作って売る」から「売るために作る」と意識を改革していく市場志向型農業を後押し。また、現金収入を得るための職業訓練であるキャッシュ・フォー・ワークを実施しています。



ザンビア：パイロット事業で実施した再定住区の住民代表を対象とした町づくり計画策定のためのワークショップ

DATA

元難民の現地統合支援プロジェクト

対象国
ザンビア
協力期間
2020年1月-2024年1月

VOICE

元難民が夢を語るようになりました



JICA専門家
株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング 山本幸生さん

キャッシュ・フォー・ワークに参加する21歳の娘を持つシングルマザーが「最近、娘が将来の夢を話すようになった」と、とても喜んでいました。現地統合は遠く困難な道のりですが、こういう元難民の言葉を大切に、一人でも多く将来に希望を抱く元難民を増やせるアプローチを開発し、支援していきたいと考えています。



PROJECT

企業・NGOと共に カカオ産業から 児童労働を撤廃する

ガーナ政府が認定制度を導入

ガーナでは、農林水産業を中心におよそ5人に1人の子どもが、児童労働に従事しているとされています。

ガーナ政府は児童労働問題を解決するための条例や取り組みが機能している地域を「児童労働フリーゾーン(CLFZ)」に認定する制度をつくり、2020年3月にそのガイドラインを公表。CLFZ制度に対する関係者らの期待が高まる一方、ガーナ政府は、ガイドラインを運用していくための技術支援を必要としていました。

JICAは、2019年に日本の企業や消費者にも関係が深いガーナのカカオ産業に着目して、児童労働に関連した取り組みを開始。2020年1月には社会的、経済的、環境的に持続可能なカカオ産業の実現を

目指す国内の業界団体や企業、NGOなど関係者の共創・協働の場として「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げました。

プラットフォームの活用に向け調査

またJICAは、このプラットフォームと連携してガーナ政府の児童労働の撤廃に向けた取り組みを促進し、SDGsの達成に貢献するため「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査」を実施しました。

この調査では、CLFZ認定に必要な人材の育成や評価方法の開発などを実施。また、実際にCLFZのガイドラインに沿って、認定指標を充足するためのパイロット事業を行いました。

その結果、児童労働問題に関係するガーナの政府機関や支援団体の連携強化のほか、ガイドラインの実施に向けた資金確保などの必要性が確認されました。また、プラットフォームを通じて日本側関係者間の連携を促進することで、個別で取り組むよりも多くのノウハウや資金などを動員できる可能性も確認されました。

JICAは今回の調査で得られた情報を踏まえ、国内外の関係者と共にガーナの児童労働撤廃に向けた取り組みに引き続き協力していきます。



ガーナ：幼稚園で学ぶカカオ生産コミュニティの子どもたち

DATA

カカオ・セクターを中心とした
児童労働に係る情報収集・確認調査

対象国
ガーナ

協力期間

2020年10月-2022年6月

VOICE

CLFZへの理解と自覚が深まりました

ガーナ雇用労働関係省 児童労働ユニット長
エリザベス・アカンボンバイアさん



CLFZガイドラインでは、児童労働問題に関わる関係機関やコミュニティなどの役割と責任が決められています。JICAの協力で開催したワークショップなどを通じて、その理解と自覚を促し、連携強化を図ることができました。今回の調査で提言された改善すべき点を踏まえて、すべての子どもたちの健やかな発達を実現したいと思います。



PROJECT

開発途上国が抱える 廃棄物・水・大気の問題解決に協力

持続可能な廃棄物管理を目指す

JICAは環境管理分野のグローバル・アジェンダとして「JICAクリーン・シティ・イニシアティブ」を掲げ、廃棄物管理、水質汚濁・大気汚染対策などを通じて「きれいな街」づくりに協力しています。

その一つとして、廃棄物管理の取り組みを中東のパレスチナで行っています。

パレスチナでは、自治体の廃棄物収集サービスが不足していたため、ごみの野焼きやオープンダンプ(野積み)が問題になっていました。JICAは2005年から廃棄物管理を担う行政の能力強化を行うとともに、ごみの収集車や処分場の重機などの機材を整備しました。

また、2020年7月から開始した「廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ3」

では、パレスチナの限られた土地で持続的な廃棄物管理を実現するため、ごみの分別と減量化、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に加え、感染性廃棄物の適正管理にも取り組んでいます。

世界遺産を生かしグリーン成長を促進

色鮮やかな海に奇岩が浮かぶベトナムの世界遺産ハロン湾では、水質汚濁対策に関連した取り組みを進めています。

ハロン湾は、急激な工業化や都市化に伴う水質の悪化が深刻な問題となりました。JICAは日本の琵琶湖の水環境を改善させた「琵琶湖モデル」を踏まえ、1990年代から水質改善に協力。2016年に自然環境を守りながら経済成長も推進する「グリーン成長」を目指すプロジェクトを開始しました。プロジェクトでは、企業などの環境管理への取り組みを資金面で支援する環境保護基金の貸付上限額や対象の拡大、エコツーリズムの推進のほか、こうした取り組みの指針となるグリーン成長白書の作成などを行いました。

さらに2021年4月から「クアンニン省におけるグリーン成長アドバイザー」として琵琶湖モデルの専門家を派遣。グリーン成長を市民にわかりやすく伝え、幅広い住民参加を促す政策の提案や啓発活動などに取り組んでいます。



ベトナム：ハロン湾の世界遺産エリア内にあるティトップ島で日本製の浄化槽の維持管理状況の説明を受けるJICA関係者

DATA

廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ3

対象国
パレスチナ

協力期間
2020年7月-2023年3月

クアンニン省における グリーン成長アドバイザー

対象国
ベトナム

協力期間
2021年4月-2023年4月

VOICE

プロジェクトがベトナムのメディアで注目されています



JICA専門家
公益財団法人淡海環境保全財団/元滋賀県職員 藤村俊樹さん

グリーン成長の持続的な発展・拡大には、住民や企業をはじめとする民間セクターの参画が重要です。そのための普及啓発セミナーを省内の各地で行っています。その様子が多くのメディアで取り上げられ、町を歩くと「テレビで見たよ!」と言われることが増えました。気恥ずかしいですが、これもプロジェクトの大きな成果の一つです。



JICAグローバル・アジェンダ No.20 案件紹介

防災・復興を通じた災害リスク削減

PROJECT

災害復興支援における 遠隔オペレーション

コロナ禍にも頻発する災害

新型コロナウイルス感染症がまだ収束を見ないなかでも、自然災害は容赦なく人々の生活を脅かしています。

2021年4月に東ティモールを襲った大規模な洪水、同年12月に発生したインドネシアのスメル火山の噴火、そして2022年1月にトンガで起きた海底火山の噴火と津波災害―。JICAは被災地に緊急援助として必要な物資を迅速に届けるとともに、コロナ禍で現地への渡航が制限されるなか、遠隔オペレーションで復旧・復興に向けた協力を進めています。

BBBビジョンで災害に強いトンガへ

世界でも災害リスクが高い国といわれるトンガを襲った海底火山の大規模な噴

火は、地震と津波、降灰を伴い、建物の倒壊、交通や通信インフラの障害など、甚大な被害が発生しました。トンガから遠く離れた地にも予想外の津波が到達するなど、専門家にとっても、そのメカニズムに不明な点が多い災害でした。

JICAは災害復興過程で災害リスクを削減し、以前よりも強靱な国家・社会をつくる「より良い復興(BBB: Build Back Better)」というビジョンの下、「火山噴火及び津波被害に対する災害復興事業形成に係る情報収集・確認調査」の準備を進めました。この調査は、BBBを念頭に今後の具体的な協力事業を形成するために必要な情報の収集と分析を目的としたものです。

BBBの前提としてリスクの把握は不可欠です。そこで、火山噴火と津波のメカニズムや想定災害規模を科学的根拠に基づき検討するため、2022年2月に各分野の第一線で活躍する研究者らによる有識者会議を立ち上げました。日本側有識者らとトンガ関係機関の担当者によるWEB会議を重ね、BBBのビジョンの共有やハザード・リスクの評価に向けた情報収集を行っています。

今後も、状況に応じながら効率的に現地調査を行い、トンガの災害前よりも強靱な国づくりに協力していく予定です。



トンガ：津波が横断し甚大な被害を被ったアタタ島

DATA

火山噴火及び津波被害に対する
災害復興事業形成に係る
情報収集・確認調査

対象国
トンガ

協力期間
2022年4月-同年12月

VOICE

両国の経験・知見を生かしていきます

JICA調査団

株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 小竹明夫さん



2022年5月初旬からトンガでの調査を開始し、省庁へのヒアリングやドナーの支援状況、津波被害の大きかった地区や離島の状況、地理空間データ(GIS)などの情報収集を行いました。繰り返し自然災害を乗り越えてきたという共通点を持つ日本とトンガ、相互の経験・知見を生かしたBBBビジョンを実現していきたいと思ひます。

地域別の概況

JICAは約150の開発途上国や地域で活動しています。

開発途上国といっても国・地域ごとの状況、開発課題は大きく異なります。

各国・地域の多様な事情・ニーズを分析し、日本政府の政策・公約やJICAの持つ協力形態・事業規模を踏まえ、「人間の安全保障」や「質の高い成長」の実現に向けたプログラムを戦略的に形成し、事業を実施しています。



地域別事業規模 (2021年度)

アフリカ
協力実施国
49カ国
事業規模
1,001億円

中東・欧州
協力実施国・地域
22カ国・地域
事業規模
1,371億円

南アジア
協力実施国
8カ国
事業規模
6,804億円

アフリカ、中東・欧州、東南アジア・大洋州の写真：久野真一
東・中央アジアおよびコーカサスの写真：鈴木 革



(注1) JICAの事業規模とは、2021年度における技術協力(研修員+専門家+調査団+機材供与+青年海外協力隊/海外協力隊+その他海外協力隊+その他経費)、有償資金協力(承諾額)、無償資金協力(新規G/A締結額)の総額。

(注2) 複数国・地域にまたがるもの、および国際機関に対する協力実績を除く。

東・中央アジア およびコーカサス

協力実施国

10カ国

事業規模

427億円

東南アジア・大洋州

協力実施国

21カ国

事業規模

3,610億円

中南米・カリブ

協力実施国

29カ国

事業規模

1,222億円

東南アジア		2021年度事業規模 合計 3,405.04 億円
技術協力 311.42 億円	有償資金協力 3,019.79 億円	無償資金協力 73.83 億円
「自由で開かれたインド太平洋」を推進		

東南アジア

インド太平洋の中核としてのASEAN

東南アジア諸国連合(ASEAN)の国々は、インド洋と太平洋の2つの海に面する同地域の安定と繁栄を主導する存在であり、日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の中核を成すものです。ASEAN諸国は高い経済成長を遂げている一方、域内および国内の格差が存在し、社会経済インフラと人材育成の両面で膨大な開発ニーズがあります。

日本政府は、2019年にASEANが発表した「インド太平洋に関するASEANアウトLOOK(AOIP)」を支持し、その重点分野(海洋協力、連結性、SDGs、経済)での協力を力を入れています。

コロナ禍対応、そしてポストコロナへ

JICAはこうした背景を踏まえ、以下を重点領域として協力を展開しています。

- ASEANの連結性強化
(陸海空の回廊連結性プロジェクトを中心としたハード・ソフト両面での協力)
- 「質の高い成長」の推進
(都市の交通渋滞の緩和、大気汚染対

- 策、廃棄物管理などの協力)
3. 「人間の安全保障」の具現化を通じた尊厳ある社会の実現
(保健医療、教育、防災分野などの協力)
4. 脱炭素化などの気候変動対策
5. 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成
6. 地域が抱える脆弱性への対応
(フィリピンのミンダナオへの協力)
7. 新しい時代のニーズに応える事業の構築・実践

日本と東南アジア各国のつながりは緊密であり、協力にあたっては民間企業、大学・研究機関、地方自治体などが有する優れた知見やノウハウの活用に加え、DXにも取り組んでいます。なお、東ティモールについてはASEAN加盟に向けた協力とともに、紛争後の復興期から発展段階への移行を後押しする協力を行っています。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対応するため、緊急支援借款を通じた財政支援や、技術協力・無償資金協力を通じた遠隔医療・ワクチン供給体制の強化、保健分野の人材育成など、「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進しました。また、日本の開発経験

国別事業規模

フィリピン	2,603.07 億円
カンボジア	336.45 億円
ベトナム	274.35 億円
ラオス	53.92 億円
インドネシア	53.81 億円
ミャンマー	34.21 億円
タイ	25.03 億円
東ティモール	15.06 億円
マレーシア	9.14 億円

(注)事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ベトナム：フエ中央病院(同国中部地域のの中核病院)で、新型コロナウイルス感染症対策機能を強化するために供与した医療機材(ECMO、人工呼吸器、患者モニター、デジタルX線撮影装置など)を活用し治療を行っている様子

大洋州		2021年度事業規模 合計 204.86 億円
技術協力 30.13 億円	有償資金協力 100.00 億円	無償資金協力 74.73 億円
太平洋島嶼国の持続可能な未来に向けて		

を学ぶJICA日本研究講座設立支援事業（JICAチェア）[→P.50を参照ください]をフィリピン、ベトナム、インドネシア、ラオス、カンボジア、タイの主要大学で展開しました。

大洋州

島嶼国特有の課題と気候変動への対応

日本と太平洋島嶼国は、地球公共財である太平洋を共有し、歴史的なつながりも有しています。大洋州地域の持続可能な発展を確保することは、双方の関係強化に資するだけでなく、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える地域環境の維持・促進にも貢献します。

太平洋島嶼国は、狭小性、隔絶性、遠隔性、海洋性といった島嶼国特有の課題を抱えています。また、近年は気候変動の負の影響を最も受けやすい地域の一つとして世界的に注目されています。2021年11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の努力目標（産業革命以降の気温上昇を1.5度以内に抑える）に向け、域内の多くの国が世界に先駆け野心的な再生可能エネルギー導

入目標を設定し、気候変動緩和策にも取り組んでいます。

PALM9に基づく協力を推進

JICAはこうした状況を踏まえ、2021年7月の第9回太平洋・島サミット（PALM9）で決定された、以下5つの重点分野での協力を進めています。

1. 新型コロナウイルスへの対応と回復
（保健医療施設の整備・人材育成、財政支援）
2. 法の支配に基づく持続可能な海洋
（海上法執行や漁業資源管理の能力強化、廃棄物処理対策への協力）
3. 気候変動・防災
（再生可能エネルギー導入促進、防災機関の能力強化、2022年1月のトンガ海底火山噴火・津波災害時の緊急援助物資供与）
4. 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化
（交通・情報通信技術などのインフラ整備、貿易・投資促進、財政の強靱化、ガバナンス機能の強化）
5. 人的交流・人材育成
（リーダー候補人材の留学受入れ、研修、海外協力隊派遣、地域交流支援）

国別事業規模

フィジー	134.38億円
バヌアツ	41.37億円
パプアニューギニア	8.01億円
ソロモン	6.97億円
トンガ	6.43億円
パラオ	3.47億円
サモア	2.26億円
マーシャル	0.98億円
ミクロネシア連邦	0.66億円
キリバス	0.30億円
ツバル	0.01億円
ナウル	0.01億円

（注）事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



パンフレット「Dive into the Blue Pacific」：日本はなぜ太平洋島嶼国への協力を行うのか、PALM9で決定された重点分野に基づく事例を紹介しながら、大洋州の情報をコンパクトにまとめています



トンガ：2022年1月15日、同国は海底火山の噴火による降灰と津波により甚大な被害を受けた。写真は被害が大きかったアハウ村にて、日本からの緊急援助物資である飲料水の配給を受ける親子[写真：在トンガ日本大使館]

東・中央アジアおよびコーカサス		2021年度事業規模 合計 426.54 億円
技術協力 60.07 億円	有償資金協力 328.51 億円	無償資金協力 37.96 億円
地域内外の連結性強化と産業多角化を通じた持続的発展を目指して		

資源依存からの脱却と国内産業の育成

東・中央アジアおよびコーカサス地域の協力対象国は、モンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計9カ国*です。

モンゴル、カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンは資源に恵まれている一方で、資源国際価格の変動の影響を受けやすい資源依存国です。ウズベキスタンも資源依存(綿花と天然ガス)からの脱却が必要であり、政府主導で投資促進と産業振興が推進されています。他方、資源に乏しいキルギスやタジキスタンでは、ロシアなどへの出稼ぎ労働者による送金がGDPの3分の1近くを占め、国内産業の育成と雇用の創出が急務です。

資源に依存しない、持続的に発展する経済システムの構築に向けて、民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性の強化に寄与するインフラ整備などが鍵となっています。

各国の自立と安定の維持に向けて

域内の国の多くは、ロシア、中国という二大国、タリバーンが政権を握ったアフガニスタンを含む南アジアや中東諸国と国境を接しており、これらの国から政治・経済

的な影響を強く受けています。この地域の各国の自立と安定が維持されることは、ユーラシア大陸全体の安定に不可欠であるとの認識の下、JICAは法整備などの「ガバナンス強化」、中小企業振興などの「産業多角化」、空港や発電所などの「インフラ整備」、「人材育成」の4分野を柱に協力を進めています【→P.31事例を参照ください】。

地政学的リスクに加え、コロナ禍は観光業をはじめとするサービス産業への甚大な影響、失業率の上昇、出稼ぎ就労機会の減少を引き起こし、保健医療などの社会サービスの脆弱性を露呈させました。2021年度は、新型コロナウイルス対策として、医療機材の供与やワクチン接種体制の構築に向けた「ラスト・ワン・マイル支援」に加え、財政支援を実施しています。また、人材育成分野では、親日・知日家の拡大を視野に、JICAチェアをモンゴルとウズベキスタンの主要大学で実施しました。

対中ODAが終了

なお、中国については、日本政府の方針に基づき、2021年度末をもってすべてのODA事業の実施を終了しました。

国別事業規模 (東アジア地域)

モンゴル	34.69億円
中華人民共和国	1.92億円

国別事業規模 (中央アジア・コーカサス地域)

ウズベキスタン	235.81億円
ジョージア	115.96億円
キルギス	23.81億円
タジキスタン	11.72億円
カザフスタン	1.00億円
アゼルバイジャン	0.71億円
アルメニア	0.65億円
トルクメニスタン	0.27億円

(注) 事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※ 中国を除く。



キルギス：JICAは長年、一村一品運動からヒントを得た、コミュニティビジネスのモデル構築に協力している。写真は地元の特産品のメリノウールを利用して、動物人形を製作している女性たち(一村一品・イシククリ式アップローチの他州展開プロジェクト)
[写真：鈴木 革]

南アジア		2021年度事業規模 合計 6,803.62 億円
技術協力 212.43 億円	有償資金協力 6,419.94 億円	無償資金協力 171.25 億円
地域の安定と発展に向け強靱な社会システムの構築を		

経済回復と流動的な経済・社会情勢

南アジア地域は、東南アジアと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝に位置します。人口は世界の4分の1（約18億人）を占め、うち25歳未満が約半数^{*1}と、消費・労働市場の拡大が著しい地域です。これらの若い力を生かし持続的に経済発展するためには、人材育成やインフラ整備などが必要とされています。一方、世界の絶対的貧困人口の3分の1に及ぶ約2.2億人を抱えており^{*2}、SDGsが目指す包摂的（誰一人取り残さない）かつ強靱で持続可能な社会づくりが求められています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波はありましたが、各国は制限の緩和を進め、2021年の地域全体の経済成長率は7%^{*3}となりました。ただし、コロナ禍からの回復途上で世界的な物価上昇の影響を受け、難しい経済運営が続いています。一部の国では経済状況の急速な悪化と社会不安も見られます。さらに気候変動の影響もあり、本地域は自然災害に対する脆弱性も抱えています。

包摂的で強靱な社会の構築を協力の中心に

上記のような課題に対応できる包摂的

で強靱な社会の構築に向け、JICAは積極的な協力を迅速に展開しています。

2021年度は、前年度に続きコロナ禍への対応を重視し、ハード・ソフト両面での保健医療サービスの強化、緊急財政支援借款による財政支援などを行いました。また、植林や防災といった気候変動対策も重視し、協力を展開しました。さまざまな協力の手法を柔軟に組み合わせ、インフラ整備、投資環境整備、教育などの基礎生活分野の改善、地域の平和と安全の確保、域内・他地域との連結性強化、留学生受入やJICAチェアを通じた人材育成にも取り組みました【→P.30・33事例を参照ください】。今後もDXにも取り組み、協力をさらに強化します。

また、アフガニスタンに関しては、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降、JICA関係者（アフガニスタン人）の出国を支援。日本政府の方針を踏まえ、国際機関などとの連携による幅広い人道ニーズに対する支援を継続・検討しています。

なお、2022年は「日本・南西アジア交流年」^{*4}です。各国とのつながりをさらに深めるため、JICAもより積極的に情報を発信していきます。

国別事業規模

インド	3,340.11 億円
バングラデシュ	3,180.98 億円
ネパール	159.09 億円
パキスタン	64.85 億円
ブータン	21.45 億円
スリランカ	18.43 億円
アフガニスタン	15.01 億円
モルディブ	3.69 億円

（注）事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 United Nations, "World Population Prospects 2019"

※2 World Bank, "Poverty and Shared Prosperity 2018: Piecing Together the Poverty Puzzle"のデータを基に算出。

※3 World Bank, "Global Economic Prospects, January 2022"

※4 外交関係樹立70周年（インド、パキスタン、スリランカ）などを記念し、日本政府が定めたもの。



バングラデシュ：3つの大川川のデルタ地域に位置する同国は、洪水の被害を毎年受けており、気候変動による降雨量変化に最も脆弱な国の一つだ。JICAは、低湿地域（ハオール）で、堤防整備や農業振興など、農民の生計向上に取り組んでいる（ハオール地域洪水対策・生計向上事業）

中南米・カリブ		2021年度事業規模 合計 1,221.98 億円
技術協力 145.99 億円	有償資金協力 1,031.60 億円	無償資金協力 44.39 億円
共有する価値観のさらなる深化を目指して		

長引くパートナーの危機

中南米・カリブ地域は、人口約6.5億人※1、GDP4.7兆ドル超※2（ASEANの約1.9倍※3）を有し、アマゾン地域に象徴される豊富な自然や世界的な農業生産拠点として重要な地域です。自由、民主主義といった普遍的価値を共有し、世界最大の日系社会が存在する同地域は、日本と共に課題に取り組むパートナーです。

地域全体の所得水準は比較的高い一方、域内33カ国間や各国内の格差は大きく、2019年に発生したベネズエラ避難民や、中米北部の不法移民問題といった課題も抱えています。新型コロナウイルスやウクライナ情勢など、負の社会経済インパクトによりこうした課題がさらに深刻化し、政治にも影響が及んでおり、各国の抱える問題は複雑化しています。

Build Back Betterを目指した協力、多様なアクターとのつながりを強化

この地域でのJICAの協力の重点は、経済発展のためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境の改善や格差是正です。加えて、「JICA世界保健医療イニシアティブ」に基づくコロナ対策と、コロナ

禍後のBuild Back Better（より良い復興）を目指した協力にも努めています。

2021年度は、社会経済の回復のための財政支援円借款や海外投融資、コロナ対策関連の技術協力や無償資金協力、日系団体を通じた日系人と周辺住民への支援などを行いました【→P.32事例、P.57を参照ください】。

また、コロナ禍後も見据えた事業を展開。コロナ禍の影響分析を各国で実施し、新たな課題の特定とDX分野の実証プロジェクトによる解決策を試行しました。さらに、米州開発銀行（IDB）と連携し、革新的アイデアを持つ日本のスタートアップ企業を発掘、同地域での展開を支援する仕組み（TSUBASA）を立ち上げました。

加えて、世界銀行や中米統合機構（SICA）、カリブ共同体（CARICOM）といった域内の開発パートナーと共に、防災・流通・環境・ジェンダーなど地域の共通課題への取り組みを強化しています。水素をはじめとした再生可能エネルギー分野における調査、JICAチェアや留学生事業を活用した、各国の将来を担うリーダー人材の育成も行いました【→P.50を参照ください】。

国別事業規模（中米・カリブ地域）

ドミニカ共和国	269.12
ホンジュラス	138.42
ニカラグア	18.87
エルサルバドル	11.42
グアテマラ	8.48
メキシコ	7.39
パナマ	6.28
キューバ	4.41
セントルシア	1.05
ジャマイカ	1.02
その他9カ国	3.17

国別事業規模（南米地域）

ブラジル	434.85
コロンビア	174.95
パラグアイ	99.81
ボリビア	15.29
ペルー	12.33
エクアドル	6.35
アルゼンチン	4.25
チリ	4.03
ウルグアイ	0.32
ベネズエラ	0.16

（注）中米・カリブ地域については事業規模1億円以上の国のみ国名を表記。事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



※1、2 World Bank Group, DataBank Microdata Data Catalog (2020)
 ※3 International Monetary Fund, World Economic Outlook Database (2020)

パナマ：JICAが供与した機材を用いて、新型コロナウイルスのゲノム解析を行っている様子（パナマにおけるCOVID-19他新興感染症に係るサーベイランス及び検査能力向上プロジェクト）

アフリカ		2021年度事業規模 合計 1,001.19 億円
技術協力 382.03 億円	有償資金協力 354.97 億円	無償資金協力 264.20 億円
パンデミック後の強靱で包摂的な社会経済の構築に向けて		

コロナ禍で社会経済の発展にブレーキ、危機からの復興の遅れ

アフリカ諸国は国連加盟国数の4分の1を占めており、国際政治上、重要な役割を担っています。2050年には世界の人口の4人に1人を占め^{※1}、デジタル化の進展により「リープ・フロッグ」が勃興している有望市場としても注目を集めています。

一方、アフリカの社会経済は、コロナ禍による深刻な影響を受けており、マイナス成長に転じました。貧困率も増加しています。加えて、ワクチン接種の遅れなどから、経済復興のペースも遅れ、ウクライナ危機によるアフリカへの負のインパクト(特に食糧不足、物価の高騰)も懸念されています。これらの脅威から脆弱層を守り、アフリカの復興を後押ししていくことが重要となっています。

ポストコロナ時代の新たな社会経済の構築に向けて

JICAは2022年8月開催の第8回アフリカ開発会議(TICAD8)に向けて、「Towards a resilient, inclusive and prosperous Africa」をスローガンに、強靱なアフリカ

の社会経済構築を目指す、JICAの協力の方向性を示しました。また、「JICA世界保健医療イニシアティブ」による保健分野の協力をはじめ、イノベーションや民間の活力を生かして各分野でコロナ禍による社会的な負の影響を軽減する取り組みを推進しています[→P.19、P.34・35事例を参照ください]。

例えば、スタートアップ・エコシステム^{※2}構築のための二国間協力をケニア、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダなどで展開するとともに、ウガンダでピッチイベント^{※3}を開催しました。また、アフリカ連合開発庁(AUDA-NEPAD)と協働し医療分野のアフリカ企業に対する経営支援に取り組みました。その結果、注射器などの製造を行うケニアの企業が、民間投資家などから約700万ドルの資金を調達し、事業の拡大が実現した事例もあります。

2021年12月には、ウガンダの国会でJICAの長年にわたる同国に対する協力を称える決議が採択されました。これは、人と人のつながりを重視し、アフリカのオーナーシップを尊重するJICAの取り組み姿勢が評価されたものです。

国別事業規模

タンザニア	392.45
ガーナ	63.06
ケニア	56.20
マラウイ	49.45
ジブチ	40.95
セネガル	34.77
モザンビーク	23.90
ルワンダ	22.03
ウガンダ	20.56
マダガスカル	18.48
南スーダン	17.66
エチオピア	17.07
ザンビア	16.86
コンゴ民主共和国	16.84
スーダン	12.82
コートジボワール	12.71
ナイジェリア	9.33
カメルーン	8.86
ブルキナファソ	8.30
南アフリカ共和国	6.36
アンゴラ	2.86
その他28カ国	149.64

(注) JICA在外事務所所在国のみ国名を表記。事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 United Nations, "World Population Prospects 2019"

※2 若手起業家と、投資家、教育機関、関係省庁などの多様な関係者がつながり合い、新規ビジネスを立ち上げるための環境基盤。

※3 ベンチャー企業やスタートアップ企業が集まり、投資家などに対して自社の製品やサービスを短時間で紹介する催し。



ウガンダ：JICAの協力を称えるウガンダ国会決議の様子。1980年代半ばから20年以上にわたる内戦の影響を受けたウガンダ北部地域への復興支援をはじめ、人への投資、ウガンダの自立的発展に焦点を当てたJICAの協力が称えられた

[写真：the Parliament of Uganda]

中東・欧州		2021年度事業規模 合計 1,371.39 億円
技術協力 86.76 億円	有償資金協力 1,261.55 億円	無償資金協力 23.09 億円
二重の危機への対応—地域の混迷とコロナ禍		

続く地政学的不安定と加速する危機

中東地域では、多くの国で政情不安が続いています。イエメン、シリア、リビアでは内戦により基礎的なインフラが破壊され、教育機会は喪失。シリア難民の流入・固定化は、ヨルダン、レバノン、トルコの大きな社会・経済的負担となり、「アラブの春」の唯一の成功例といわれていたチュニジアにおいても政治・経済は混迷しています。

欧州地域では、西バルカン諸国にEU加盟を目指す改革の機運が見られる一方で、2022年2月に発生したウクライナの紛争の影響は、ウクライナ避難民を受け入れる東欧諸国だけでなく、エネルギーや食糧価格の高騰など、世界中に波及しています。

また、両地域において、高い水準にあった失業率がコロナ禍によりさらに悪化。貧困率も高まっており、貧困・脆弱層への支援が各国において求められています。

平和と安定に向けた中長期的な取り組み

中東・欧州地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄に不可欠との理解の下、2021年度は、①地域の安定化と人間の安全保障の確保、②質の高い成長、③人材育成・交流や親日・知日家の育

成、④地域的な取り組みの推進の4点を柱に、中長期的な視点も持って協力を進めました[→P.28事例を参照ください]。

具体的には、ヨルダンに対し、国内に滞在する難民に対してコミュニティレベルで適切な精神的・心理的なケアを提供できる体制の強化に協力するとともに、シリア難民に日本の大学での教育機会を提供しています。

また、雇用の拡大と産業のイノベーションの促進に向け、チュニジアでは地元産品の品質や生産性の向上に協力し、モロッコでは日本の民間企業の知見を生かしオリーブの搾りかすの資源化事業を実施しています。

日本式教育の推進を目指すエジプトでは、就学前教育から大学まで幅広い協力を実施しており、日本式教育を取り入れたエジプト日本学校(小学校)も48校が開校。セルビアやトルコなどの主要大学でもJICAチェアを展開し、親日・知日家の育成に貢献しています。

さらに、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの4者による地域協力により、パレスチナの経済的自立を促す中長期的取り組みの一環として、パレスチナやヨルダンでは、歴史的価値の高い遺跡の修復や地域の観光資源の有効活用を行い、地域経済の活性化と雇用の促進に貢献しています。

国別事業規模 (欧州地域)

トルコ	781.34 億円
コソボ	5.70 億円
セルビア	2.91 億円
アルバニア	2.73 億円
ウクライナ	2.33 億円
北マケドニア	1.40 億円
モルドバ	0.79 億円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.76 億円
モンテネグロ	0.67 億円

国・地域別事業規模 (中東地域)

イラク	377.41 億円
ヨルダン	116.78 億円
エジプト	22.53 億円
パレスチナ	21.03 億円
チュニジア	19.67 億円
イラン	7.08 億円
モロッコ	3.87 億円
シリア	2.26 億円
サウジアラビア	0.93 億円
アルジェリア	0.58 億円
レバノン	0.39 億円
イエメン	0.19 億円
リビア	0.02 億円

(注) 事業規模についてはP.39「地域別事業規模」の注記を参照。なお、四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。



ヨルダン：JICAは同国最大規模となる200MWの太陽光発電所の建設・運営に協力。電力供給の増加と電源の多様化を図り、ヨルダンの経済発展と難民受入コミュニティへの電力需要、そして中東・欧州地域でも重要な課題である気候変動の影響緩和に対応している(ムワッカール太陽光発電事業)

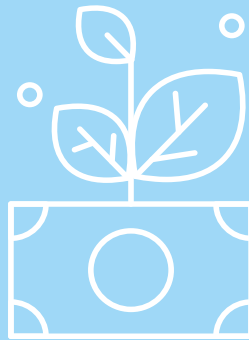
事業実績の概要

無償資金協力^{※3} 695億円 (71件) 技術協力^{※1} 1,918億円

— 研修員受入 116億円
 — 専門家派遣 692億円
 — 調査団派遣 447億円
 — 機材供与 17億円
 — 青年海外協力隊/海外協力隊派遣 39億円
 — その他海外協力隊派遣 5億円
 — その他 602億円

2021年度事業規模 合計

15,361 億円



— 円借款 11,580億円 (28件)
 — 海外投融资 1,167億円 (13件)

有償資金協力^{※2}
12,747 億円
 (41件)

技術協力 形態別の人数実績(新規/累計)

	新規	累計	
研修員受入	21,735人	676,079人	(1954~2021年度)
専門家派遣	2,583人	199,925人	(1955~2021年度)
調査団派遣	1,992人	305,942人	(1957~2021年度)
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	312人	46,493人	(1965~2021年度)
その他海外協力隊派遣	43人	7,998人	(1999~2021年度) ^{※4}

(注) 移住者送出国は1995年度で終了。1952~1995年度の累計は、73,437人です。

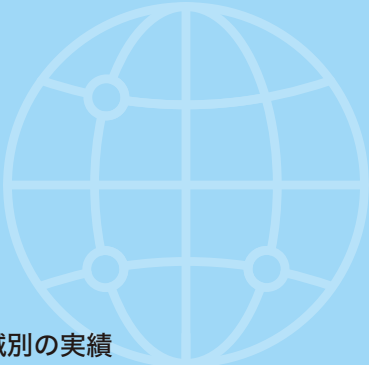
(注) 各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融资(貸付・出資)の承諾額。()内は案件数。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。()内は案件数。

※4 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。



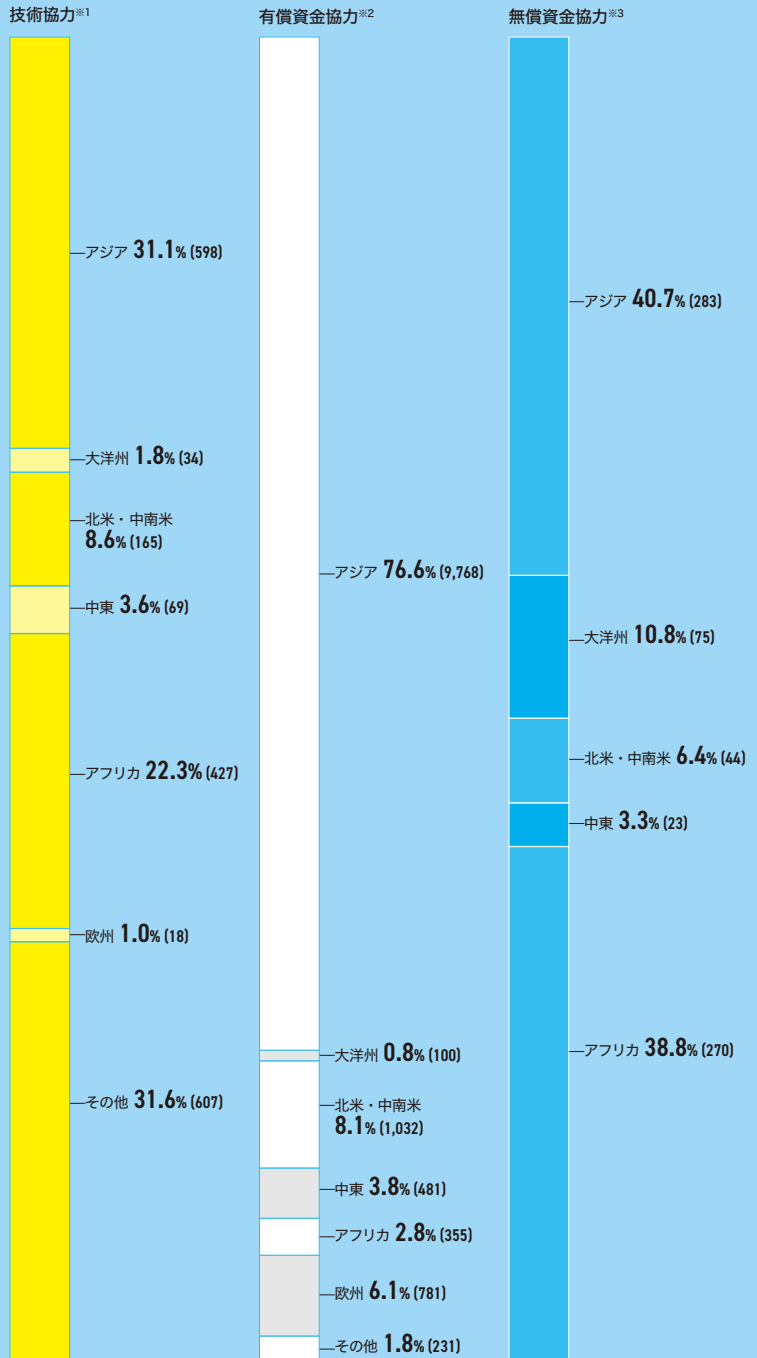
地域別の実績

技術協力については、アジア31.1%、アフリカ22.3%、北米・中南米8.6%の順で割合が多くなっています。また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア76.6%、北米・中南米8.1%、欧州6.1%の順と、2020年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア40.7%、アフリカ38.8%、大洋州10.8%と、2020年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

地域別の実績構成比(2021年度) (単位: %/億円)

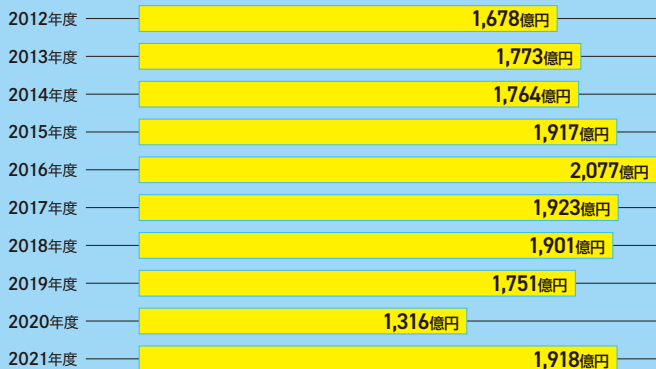


(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
 ※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の推移

右の図表は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。技術協力は、2021年度は1,918億円と前年度に比べ45.7%増、有償資金協力は、2021年度は12,747億円と前年度に比べ18.6%減、また、無償資金協力は、2021年度は総額695億円と、前年度に比べ3.1%の減となっています。

過去10年間の技術協力経費の推移※1



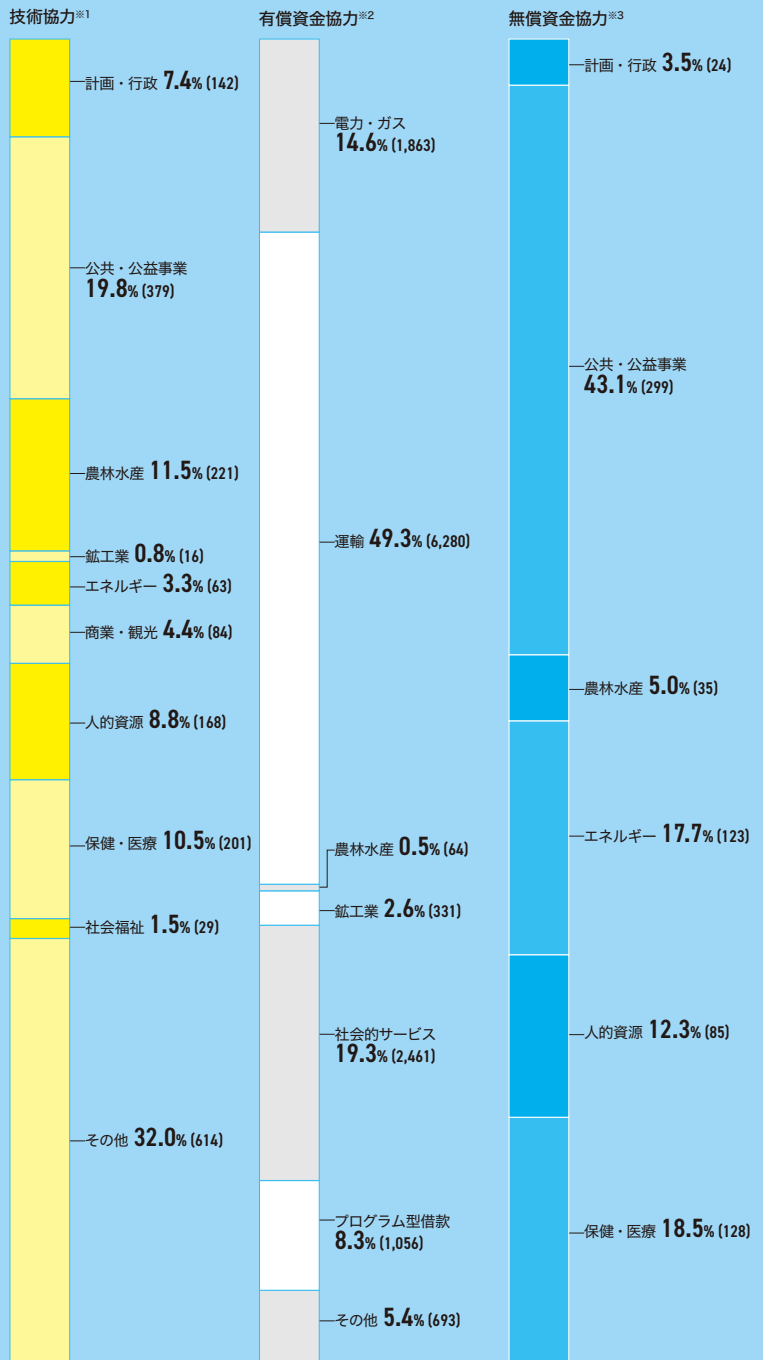
分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業19.8%、農林水産11.5%、保健・医療10.5%の順となっています。

有償資金協力については、運輸分野への協力実績が49.3%、次いで社会的サービス19.3%、電力・ガス14.6%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が43.1%、次いで保健・医療18.5%、エネルギー17.7%となっています。

分野別の実績構成比(2021年度) (単位: %/億円)



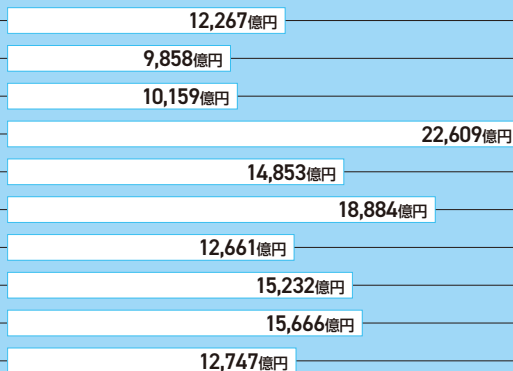
(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。

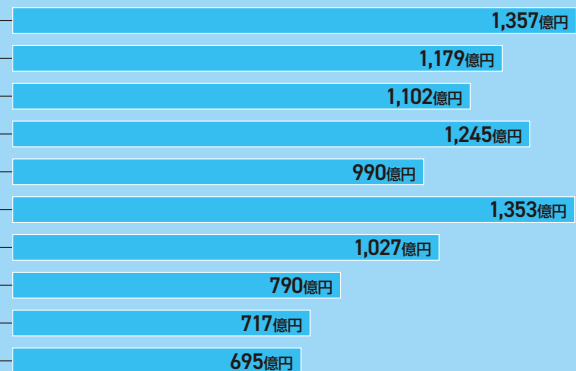
※2 円借款、海外投融资(貸付・出資)の承諾額。

※3 贈与契約(G/A)が締結された案件の供与限度額。

過去10年間の有償資金協力承諾額の推移^{※2}



過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移^{※3}



大学・研究機関との連携

共に「知」を創造し、
未来のリーダーをつくる

開発途上国の開発課題が多様化・複雑化するなか、国際協力においても、高度な知見を幅広く有する大学・研究機関との連携は不可欠です。JICAは国際協力に関する調査研究や開発途上国における技術協力プロジェクトへの大学・研究機関の参画、また、開発途上国からの留学生受入といったさまざまなアプローチにより連携を強化しています。

ラム」があります。JICA留学生は、これらを通して、日本の知見・経験を学び、帰国後、自国の発展に生かしています。

2021年度は、日本理解プログラムと地域理解プログラムを積極的に提供し、それぞれ237名、390名の留学生が参加しました。このように、JICA開発大学院連携では、日本の近代化の経験と開発協力の過程で蓄積した教訓を、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーに提供しています。

JICA開発大学院連携

近代化の経験と開発協力の教訓を提供

日本で学んだ「JICA留学生」*が、母国で親日派・知日派のトップリーダーとして活躍し、ひいては日本と開発途上国の友好関係が中長期的に維持・強化されることを目的として、2021年度末までに日本の94大学にJICA留学生の受入体制(修士・博士課程)を整えました。

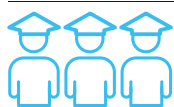
「JICA開発大学院連携プログラム」では、JICA留学生に、欧米とは異なる日本の近代化の経験と、戦後の開発協力の実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しています。すべてのJICA留学生が参加可能な「日本理解・地域理解プログラム」と、受入大学が日本の開発経験などを授業科目として提供する「各大学におけるプログ

JICA日本研究講座設立支援事業 (JICAチェア)

JICA開発大学院連携の海外展開

日本の開発経験を学ぶJICA開発大学院連携を国外にも広げるため、「JICA日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)」を実施しています。これは、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、開発経験をその背景にある日本の歴史や文化を踏まえて学ぶ「日本研究」の講座設立を支援するものです。

この事業は、①日本からの講師の短期派遣、関連のビデオ教材の提供などを行う「短期集中講義」事業と、②長期連続講座の設置、共同研究、研究者・教育者の



100カ国超
8,000人超

JICA留学生の出身国と受入総数
(2010-2021年度)



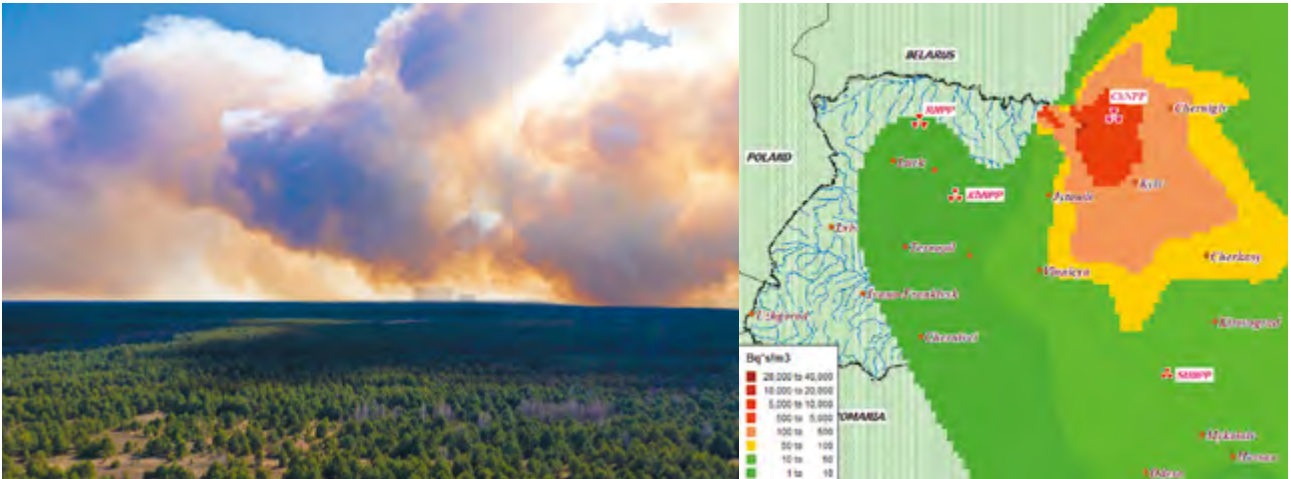
94大学

JICA留学生の修士・博士課程への
受入体制を整備している大学の数
(2021年度)



ウガンダ：国立マケレレ大学と在ウガンダ日本大使館と共催で、マケレレ大学創立100周年の記念行事の一環としてJICAチェアを実施。世界各国で開催しているJICAチェアで学んだ学生が将来、親日派・知日派リーダーとして母国と日本の関係を中長期的に維持・強化することが期待されている

※ ここでいうJICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」、日系留学生奨学金事業などにより、日本の大学の学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指します。



日本への受入れなども実施する「日本研究講座設置」事業に分けられます。相手国の実施体制やニーズ、日本側のリソースなどを考慮しつつ、2021年度までにこれらの事業を世界49カ国で実施しました。

各国でのJICAチェアを促進するため、2021年度は、放送大学と2019年度に共同制作した「日本の近代化を知る7章」の続編「続・日本の近代化を知る」に加え、JICAが掲げる「JICAグローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」[→P.22を参照ください]に沿った日本の開発経験に関するビデオ教材を制作しました。

2022年3月には、JICAチェアでは初めて日本の大学から現地へ講師を派遣。特別講義をウガンダのマケレレ大学にて実施し、現地で活発なディスカッションが行われました[→P.50写真]。

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)

大学・研究機関の研究力を生かす

地球規模での感染症の流行、自然災害や資源問題など深刻化・複雑化する課題について、最新の科学技術によって対策を図る事業がSATREPSです。日本医療研

究開発機構、科学技術振興機構と共同し、日本と開発途上国の大学・研究機関が課題解決に向けて国際共同研究を行います。

環境汚染や気候変動、カーボンニュートラル、自然災害、感染症など、研究課題は多岐にわたります。超高密度化する大都市を地震災害から守る研究(バングラデシュ「都市の急激な高密度化に伴う災害脆弱性を克服する技術開発と都市政策への戦略的展開」、災害後の立ち入り禁止区域の安全かつ有効な土地利用を可能にする研究(ウクライナ「チェルノブイリ災害後の環境管理支援技術の確立」)[→上写真]、海洋プラスチックごみの発生経路や海洋環境への影響を明らかにする研究(タイ「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」)など、本事業には日本の研究力が発揮されています。

2021年度は、12カ国の12案件を新規に採択。相手国の大学・研究機関と実施に向けた協議を進めました。また、研究成果を生かして、開発途上国の課題解決への貢献を目指し、社会実装の事例研究やセミナーを研究者向けに実施しています。

ウクライナ：プロジェクトではチェルノブイリで最新の環境モニタリング分析技術を駆使し、放射性物質の調査を実施。写真は2020年4月に立ち入り禁止区域で発生した森林火災の様子(左)とそれによる大気中のセシウム137濃度のシミュレーション結果(右)

[出典：JSTニュース2022年2月号]



53カ国
168件

SATREPS採択案件数
(2008-2021年度)



関連情報

JICAウェブサイト

JICA開発大学院連携/JICAチェア
科学技術協力

民間企業との連携

民間ビジネスを通じた 経済社会開発と 企業の海外展開支援

JICAは、長年のODAの実施で得た開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、右図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

海外投融資

民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです。

民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他の事業との統合的運用により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、国際機関との連携については米国国際開発金融公社、フランス開発庁、ア

リカ開発銀行、欧州投資銀行と業務協力覚書を締結するなど、協調融資の促進に向けた連携を進めています。

2021年度はブラジル「保健医療セクター支援事業」、アフリカ地域向け「COVID-19対応支援事業」など、コロナ禍の影響を踏まえた保健医療体制の強化事業や、ベトナム「クアンチ省陸上風力発電事業」[→下写真]、インド「DX新興企業成長支援投資事業」など、脱炭素やDX、スタートアップ支援といった先進的かつ重要なアジェンダへの対応を含め、計13案件を承諾しました。

協力準備調査(海外投融資)

海外投融資候補案件の形成を支援

本制度は、日本の民間活力を活用した開発途上国での事業の発掘・形成のためのスキームです。民間企業からの提案に基づき調査を委託することで、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。2021年度は2件の提案を採択しています。

開発途上国での事業では、ソフト・ハード両面での投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)など課題が多く見受けられます。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、開発途上国で政策・制度の構築や実施能力の強化に協力するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

中小企業・SDGsビジネス支援事業

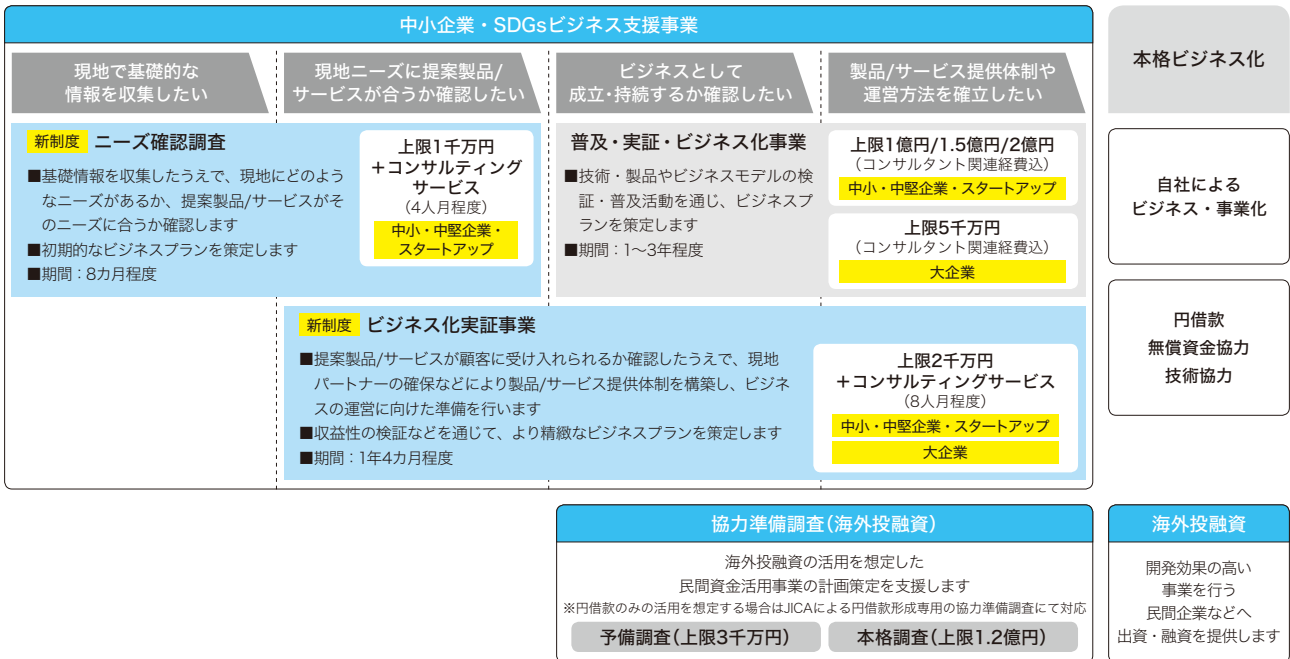
途上国のSDGs達成に貢献するビジネスの形成・展開の検討を支援

日本が持つ技術・製品・ノウハウなどを自国の課題解決に活用したい開発途上



ベトナム：アジア開発銀行、豪州輸出金融公社と協調して、海外投融資により資金協力を行っている、クアンチ省陸上風力発電事業。出資者は、日本の再生可能エネルギー発電事業者である株式会社レノバと地場の電気事業者であるPC1 Group Joint Stock Company。2021年10月に完工、発電を開始した[写真：株式会社レノバ]

支援メニューと事業化への流れ



国と、開発途上国市場への進出を望む日本の民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指す「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、民間企業による提案型事業です。「中小企業支援型」と「SDGsビジネス支援型」の2つの区分を設け、ビジネスの段階に応じて、目的別に3つの支援メニュー（基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）を提供してきました。

2022年度に支援メニューを再編

近年、開発途上国において開発における民間資金の動員や、ビジネスの強みを生かした開発課題解決への期待はさらに大きくなっています。また、ビジネス界でもSDGs・ESGを経営に取り込む動きや、インパクト投資の流れが加速化しており、ビジネスと開発課題解決に向けた取り組みの親和性はますます高まっています。

これらを背景に、これまで以上に本事業

業を民間企業に活用してもらい、ビジネスを通じた開発課題解決の成功例を拡大していくため、2022年度に本事業の支援メニューを「ニーズ確認調査」、「ビジネス化実証事業」、「普及・実証・ビジネス化事業」に再編する試行的な制度改編を行います[→上図を参照ください]。

民間製品・技術の活用可能性調査も実施

JICAは、民間連携事業を開始した2010年度から2021年度公示分まで、延べ1,389件(2021年度は56件)の提案を採択しました。

2021年度公示 採択実績 (内訳)

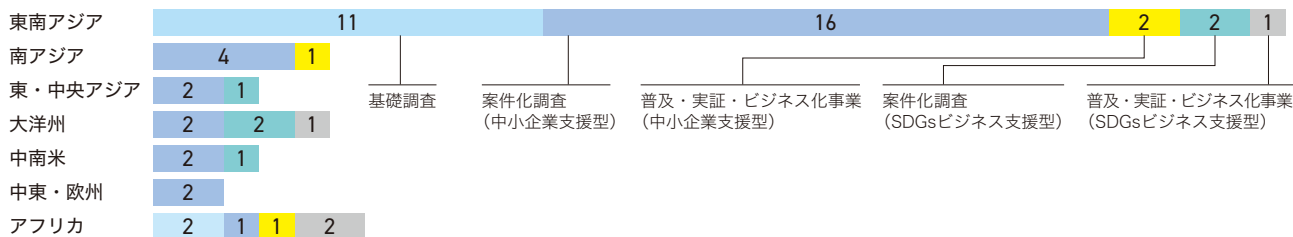
区分	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ ビジネス化事業	計
中小企業支援型	13件	29件	4件	46件
SDGsビジネス支援型	-	6件	4件	10件



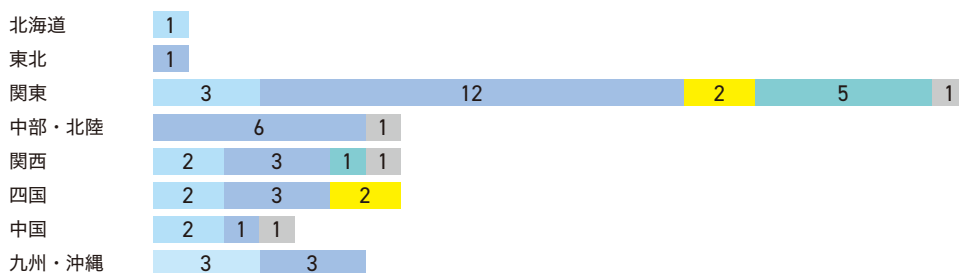
1,389件

中小企業・SDGsビジネス支援事業の延べ採択案件数
(2010-2021年度)

2021年度 地域別採択案件数



2021年度 国内の地域別採択案件数



例えば、中和機工株式会社(東京都)は、JICA事業を通じて、モロッコの病院へ黒煙が発生しない医療用焼却炉を導入しました。さらに、バングラデシュ、マダガスカルなどへのビジネス展開によって、コロナ禍で増加する医療用廃棄物の適正な処理に貢献しています【→写真】。

2021年度公示では新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、対象国へ渡航せずに現地人材などを活用して遠隔で調査を行う「遠隔実施型」の募集を行い、11件の提案を採択しました。また、地域活性化のために、地方銀行などの地域金融機関の人材が調査に参画する提案を優遇する「地域金融機関連携案件」を募集し、22件を採択しました。

これら従来の民間企業が提案する事業に加えて、JICAは日本の民間企業の製品・技術の活用可能性を探るため、「途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査」を実施しています。この調査では、開発途上国で重要性が高まっている低炭素社会の実現、行政・金融・通信サービスのデジタル化など4分野で、現地の課題解決に資する民間企業のイノベティブな製品・技術・サービスを募集し、計30件を採択しました。



モロッコ：中和機工株式会社はJICAの支援メニューを活用し、アフリカへの事業の拡大を目指している。写真は、モロッコの病院が導入した医療廃棄物焼却炉の操作研修の様子【写真：株式会社アースアンドヒューマン】

関連情報
JICAウェブサイト — 民間連携事業

ボランティア事業

「世界もあなたも、可能性に満ちている」
—市民が主役の国際協力—

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。1965年にスタートした青年海外協力隊の派遣を中心とするこの歴史ある事業は、日本政府・JICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。これまで累計約5万5,000人が顔の見える国際貢献の担い手として活動しました(2022年3月末現在)。

員は待機期間中にオンラインでの支援活動や能力強化などを行い、それらを生かして現地での活動に従事しています。

派遣前訓練については、参加人数を抑制し、オンライン研修も併用するなど十分な感染症対策を講じて、2021年4月に1年ぶりに集合型の訓練を再開しました。

社会還元支援を拡充： 奨学金事業などがスタート

また、2021年度には、JICA海外協力隊経験者の社会還元の支援策として、帰国隊員奨学金事業を開始したほか、協力隊合格者のうち希望者を対象に地方自治体などが実施する地方創生活動に参加する機会を提供する「グローバルプログラム」を開始しました。今後も、帰国隊員が国際協力や日本国内の多文化共生・地方創生などの現場で、貴重な人材としてより一層活躍できるよう支援の拡充を進めています。



5万4,772人

JICA海外協力隊の派遣人数
(1965-2021年度)

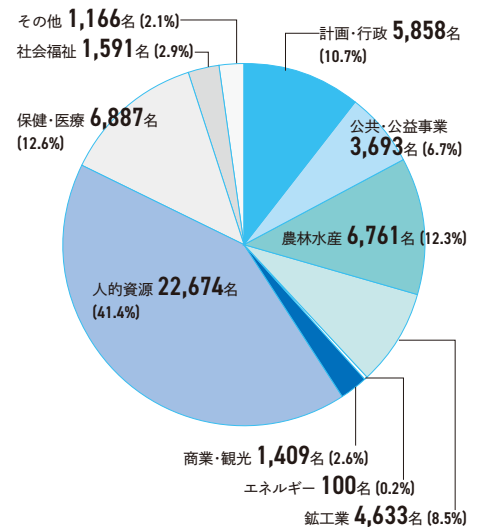
ウィズコロナでの事業再開

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、2020年3月から4月にJICA海外協力隊全員が一時帰国しましたが、派遣先の感染・医療状況などを見極めながら、2020年11月から派遣を再開。2022年3月31日までに40カ国446名の隊員を派遣しました。派遣された隊



ドミニカ共和国：子どもにバランスのよい食事について教える青年海外協力隊員(栄養士)

■ JICA海外協力隊の分野分類別派遣実績(累計)
2022年3月末現在



関連情報

JICAウェブサイト — JICA海外協力隊

外国人材受入支援

共に生きる
豊かな社会の実現へ



497団体／人

JP-MIRAI会員数
(2022年7月現在)

※1 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月末現在)。
※2 日本人材開発センター(通称:日本センター)は、東南アジアや中央アジア地域などの市場経済への移行を支援する目的で設立されました。JICAは同センターを日本と相手国の交流拠点(プラットフォーム)として発展させるため協力しています。

日本で働く外国人材はこの10年で約2.5倍の173万人に増加しました*1。その半数は開発途上国出身で、送金などを通じて母国の経済成長にも重要な役割を果たしています。

JICA緒方研究所が2021年度に実施した「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた調査研究」では、日本の持続的な経済成長のためには今後20年で現在の4倍、約674万人の外国人労働者が必要と試算されました。国際的な人材獲得競争が激化するなか、日本での受入れには課題も多く、外国人材から「選ばれる国」になるためのアクションが急務です。

JICAは来日前、日本滞在中、そして帰国後における外国人材が直面するさまざまな課題の解決に向け、JICAの強みを生かし、「4つの柱」を軸に取り組みを進めています。

双方の発展を目指した取り組み

一香川・ラオスモデル

香川県のファーマーズ協同組合は、ラオスから受け入れた農業分野の技能実習生が帰国後も活躍できるよう、ラオスでも栽培技術の助言や指導を行っています。

同組合の活動の評判は高く、ラオスのシェンクワン県では香川県での技能実習の希望者が増えています。

JICAはこの取り組みを支援し、さらに県内の民間企業、NPOとも連携を進め、技能実習生の受入れ環境の改善と日本・ラオス双方の発展を目指しています。

人材育成を通じた適正な受入れの支援

JICAは7カ国にある日本センター*2などを通じて、日本での就労に関心を持つ方々に日本での生活やビジネス環境に関する正しい情報を提供し、就労に向けた準備を支援しています。

国内15の拠点を通じて

地域における多文化共生を後押し

2020年度から、国際協力推進員(外国人材・共生)を配置し、地域が抱える外国人材受入・多文化共生に関する課題の解決に貢献しています。また、開発途上国に関する知見やつながりといったJICAの強みを生かし、多文化共生に関する教員向け研修を行うなど、多文化共生を後押しする取り組みを推進しています。

JICAの取り組み：4つの柱

1. 開発途上国の経済発展と日本国内の地域活性化に貢献
2. 外国人材のより適正な受入れを支援
3. 日本国内の多文化共生社会構築を推進
4. 帰国した外国人材の母国での活躍・貢献を促進

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)

外国人労働者の適正な受入れの取り組みを推進

2020年11月、JICAは民間企業・地方自治体・NPO・学識者・弁護士など、多様なステークホルダーと共にJP-MIRAIを設立しました。会員数は2022年7月時点で約500団体／人となりました。JICAはこれまでの国際協力により築き上げてきた国内外での信頼やつながりを生

かし、JP-MIRAIの取り組みを推進しています。2022年3月には、9言語対応のポータルサイトを開設。外国人労働者へ日本での暮らしや就労に役立つ正しい情報を提供するとともに、外国人労働者自身の「声」を把握し活動に生かしていく仕組みづくりにも注力しています。



関連情報
JP-MIRAIウェブサイト
JP-MIRAIポータルサイト

日系社会との連携

日系社会との絆をさらに強く



中南米15カ国
5,005人

日系社会研修員受入人数
(1971-2021年度)

中南米には世界最大、約213万人の日系人コミュニティが存在し、日本との強い絆となっています。

JICAは、戦後の国家政策による中南米などへの移住者に対する支援を実施してきました。近年は日系社会の世代交代に対応した協力と連携強化に重点を置いています。

日系団体と連携した地域貢献

2021年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた中南米の日系団体の医療、高齢者福祉、継承日本語教育事業などに助成金を通じた支援を実施しました。特に医療機関は、日系・非日系を問わず地域住民へ医療サービスを提供し、地域医療に大きく貢献しています。

オンライン研修などの支援を継続

来日しての研修ができないなか、オンラインによる日系人の中・高・大学生対

象のプログラム(合計58名)、技術習得を目的とした日系社会研修(31コース、合計107名)を実施。さらにセミナー形式の研修もオンラインで実施。延べ1,265名が参加しました。

こうして日系社会研修はパンデミック下でも続けられ、2021年に50周年を迎えました。同研修はこの50年で15カ国から累計5,005名の研修員を受け入れ、長く日系社会の人材育成に寄与してきました。さらに、日系人大学院生22名の就学支援も実施予定です。

日本には約30万人の日系人が暮らしています。JICAは2021年度も、日系サポーター研修(日系人が、日本の地方自治体などの多文化共生事業に協力しつつ、その事業を学ぶ研修)を神奈川県と岐阜県のNPO法人の協力を得てオンラインで実施。また、オンライン公開セミナー「多文化共生・日本社会を考える」を7回開催し、延べ1,439名が参加しました。

コロナ禍の影響を受け、2020年3月から現地での活動を見合わせていた日系社会青年海外協力隊員なども順次派遣を再開し、2021年度末時点で7名が活動中です。

国内外のネットワークで実現した海外移住資料館の展示リニューアル

2021年度、海外移住資料館(横浜)には、1万8,850人が来館、11回のオンラインイベントには延べ1,634人が参加しました。また、国内外の移住資料館や県人会、国内の日系人との協力の下、開館20周年の展示リニューアルを行いました。「JICA海外移住懸賞論文」では海外移住の歴史への関心をさらに広げるため、より応募しやすい「エッセイ・評論部門」を加え、2021年11月に受賞者を発表しました。



ペルー：ペルーへの日本人移住100周年を記念し設立された日秘百周年記念病院では、ロックダウンなどの影響で利益が74%減となった。新生児集中治療室の改修は困難だったが、JICAの助成金で日本製未熟児用保育器などを導入。日本で研修を受けた多くの医療従事者による質の高い医療を提供し、日本とペルーの信頼関係向上に寄与している
[写真：Clínica Centenario Peruano Japonesa]



関連情報

JICAウェブサイト — 移住者支援、日系社会との連携

市民社会との連携

多様なアクターによる きめ細やかな協力を

JICAは、「市民参加協力」として、「日本の市民との連携による開発途上国の開発課題解決への貢献」「市民の国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会へのJICAの国際協力経験の還元」に取り組んでいます。市民参加協力のうち、NGO等や地方自治体との連携事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

JICAは、NGO等との「対話」を通じてパートナーシップを強化し、NGO等の「能力強化支援」を行うとともに、NGO等と連携して開発途上国の開発課題を解決するために「協働事業」を実施しています。

1. 対話

目的に応じて複数の対話の場を設けています。2021年度は、全国規模の「NGO-JICA協議会」および各地域に根差した課題などについて議論を深める「地域協議

会」を開催したほか、2020年度に続き、特定のテーマについて情報共有を行い、連携の可能性を模索する「NGO-JICA勉強会」を開催しました。

2. 能力強化支援

NGO等向けに組織運営や事業実施の能力強化研修を行い、効果的な国際協力活動の実施を支援しています。また、開発途上国27カ国にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、日本のNGO等に対して開発途上国のNGO等に関する情報を提供しています。

3. 協働事業

NGO等の知見や経験を生かした開発途上国の経済・社会の開発を目的に、共同で「草の根技術協力事業」を行っています。2021年度は31件の案件を採択しました。

また、「世界の人のためのJICA基金」では、市民や企業・団体の方々の寄附金を活用し、NGO等と協働して実施

ウガンダ：女子学生が生理中も安心して学校に通学し、基礎教育を最後まで受けられる環境をつくるため、特定非営利活動法人Global Bridge NetworkがJICAとの協働事業を通して、現地NGOと共に繰り返し使用できる生理用布ナプキン作成トレーニングを実施。衛生・性教育、ジェンダーに関する啓発活動も進めている

[写真：特定非営利活動法人Global Bridge Network]



する事業を16件採択しました。

2021年度も新型コロナウイルス感染症の影響により現地渡航が難しい状況でしたが、オンラインで技術指導を行うなど事業実施方法を工夫しながら事業を継続しています。

地方自治体との連携

JICAは、開発途上国に貢献するだけでなく、日本の地域活性化にもつながる協力に取り組んでいます。特に重要なパートナーが地方自治体です。JICAは地方自治体から提案を受けた事業を開発途上国において協働で実施するほか、全国の地域国際化協会などに「国際協力推進員」を配置し、地域の国際協力活動やグローバル人材の育成を後押ししています。

これらの活動を通じ、地方自治体や地元企業の海外展開の促進、地域の国際化に努めています。また、JICA職員が地方自治体に出向し、開発途上国での協力事業により得られた知見や経験を活用して、当該地方自治体の課題解決に貢献しています。昨今では、地域での外国人との共生やSDGsの推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの取り組みなどにもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。

開発教育

地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点から、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を



JICA地球ひろばでは、「地球案内人」と呼ばれるガイド役のスタッフが、修学旅行・社会科見学などで訪れた生徒たちや、一般来館者に展示の案内を行っている

学ぶことができます。

2021年度は、新型コロナウイルスの影響により多くのイベントやセミナーがオンライン開催となったため、遠隔地に住む方々からも多数の参加がありました。他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。

学校現場での開発教育推進

児童・生徒が世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、JICAは開発教育を推進しています。具体的には、教育委員会、学校関係者などと協力して、教員向けの研修・セミナー、教材の制作・提供、国際協力出前講座などを行っています。

2020年度より施行の新学習指導要領で重視されている「持続可能な社会の創り手の育成」の取り組みが進むなか、国際協力の豊富な知見と情報・人材を持つJICAが教育現場に果たす役割はますます大きくなっています。



232万2,908人

JICA地球ひろば(市ヶ谷)の
来館者数
(2006-2021年度)

関連情報

JICAウェブサイト

市民参加
地球ひろば

研究活動

平和と開発のための 実践的知識の共創

JICA緒方貞子平和開発研究所(略称：JICA緒方研究所)は、2022年3月に『JICA緒方研究所レポート「今日の人間の安全保障」』を創刊しました。人間の安全保障の概念が生まれて約30年、紛争や自然災害など既存の課題が先鋭化するとともに、コロナ禍や気候変動、少子高齢化など新たな問題が顕在化しています。これらの脅威に対応する視座として、今まで以上に人間の安全保障の実践が重要となっています。

JICA緒方研究所は緒方貞子元JICA理事長の理念を継承し、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指しています。

研究活動の基本方針

1. 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
2. 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
3. 人間の安全保障の実現に貢献する。

重点研究領域

2021年度から新たに加わった「政治・ガバナンス」領域を含め、6つの重点研究領域を定めています。

1 政治・ガバナンス

近年、人々の平穏な生活が破壊され、人生の豊かな可能性を追求する機会にとどまらず命さえもが奪われる事例が増えています。いかなる国に住もうとも、すべての人が人間の安全保障を享受できる国内政治・国際政治の条件や社会の仕組みとは何かを考察します。

2 経済成長と 貧困削減

世界にはいまだ多くの貧困層が存在しています。開発途上国における政策や取り組みが、いかに経済成長と貧困削減に貢献するかを明らかにすべく、インフラ事業の経済社会効果や金融に関する研究などを、介入・非介入の比較分析手法も取り入れて行います。

3 人間開発

すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントを視野に、開発途上国における留学のインパクト研究や日本の国際教育協力の歴史分析、新型コロナウイルス感染症とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*に関する研究などに取り組みます。

4 平和構築と 人道支援

人間の安全保障－保護とエンパワーメントの関係の探求－と、平和構築－平和の促進要因や阻害要因の分析－を、研究の2つの柱としています。人道対応や持続的な開発・平和に従事する多様な主体による、有効な支援のあり方を探ります。

5 地球環境

SDGsへの取り組みや気候変動への対処に向けた研究を実施します。気候変動適応策関連案件の経済的評価手法、社会の持続可能性を評価する指標を用いた持続可能な開発の方策、ASEAN諸国を対象にした環境・気候変動に関する政策提言などに関する研究を行います。

6 開発協力戦略

過去から学ぶための日本の開発協力の歴史研究、外国人との共生社会の実現などの今日的な課題に関する研究、その他の分野横断的な研究などを通じて、世界的に経済・社会構造が変化するなかでの国際協力のあり方や効果的なアプローチを検討します。

※ 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。



2021年度の刊行物から

2021年度の成果

これらの方針や領域に基づき、2021年度は28の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

研究成果の発信

ワーキング・ペーパー12本、ポリシー・ノート2本、フィールド・レポート3本、ナレッジ・レポート2本、開発協力文献レビュー1本を発行しました。

また、先述の『JICA緒方研究所レポート「今日の人間の安全保障」』の創刊号を含む報告書6本、和文書籍4冊、英文書籍6冊が刊行されました。和文学術書籍としては、シリーズ「日本の開発協力史を問いなおす」の第7巻『開発協力のつくり方—自立と依存の生態史』を発行。日本を事例に開発協力の成り立ちを新たな視点から解き明かそうとしています。

また、研究プロジェクト「日本の産業開発と開発協力の経験に関する研究：翻訳的適応プロセスの分析」の中間研究成果として、英文学術書籍2冊を刊行。そのほか、「革新的技術の適用によるSDGs



達成」、「質の高い成長」、「状況適応型の調停」などをテーマとした英文学術書籍を発刊しています。

日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する、一般向け「プロジェクト・ヒストリー」シリーズでは、タイにおける環境協力事業、バングラデシュのIT人材育成、エジプトでの科学技術大学設立協力を取り扱った3冊の和文書籍に加え、シリーズ第23弾の英訳版『Peace and Unity Through Sports: South Sudan's First "National Unity Day" and Its Inaugural Olympic Participation』も刊行しました。

このほか、研究成果は学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています。


コロナ禍における発信強化

2020年度に引き続き、各種セミナーをオンラインで開催。書籍刊行イベントのほか、コロナ禍における保健分野での日本の取り組み、移住史と多文化理解、共生社会など、今日的なニーズに応じたテーマで37件のセミナーを開催しました。

2022年3月28日、JICA市ヶ谷ビル1階に「緒方貞子メモリアルギャラリー」がオープンした。大学教授や国連難民高等弁務官、JICA理事長としての緒方貞子氏の業績やエピソードの展示のほか、同氏が理念形成と普及に寄与した「人間の安全保障」について、概念やJICAの具体的な取り組みを紹介している



ブランド・アイデンティティ強化を目指し、新たにロゴを策定・導入。故緒方氏のイニシャルである「O」と「S」を組み合わせて、研究活動の核となる「Research Question」の「Q」を表すデザイン

 関連情報
JICA緒方研究所ウェブサイト

国際緊急援助

一つでも多くの笑顔を取り戻すために



トンガ：緊急調達した飲料水などの緊急援助物資を国際緊急援助隊(自衛隊部隊)の輸送機で輸送した

JICAは海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の派遣と、緊急援助物資供与があります。

1. 国際緊急援助隊派遣

JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5つの派遣形態があります。

救助チームは、都市型地震発生の際、被災者の捜索・救助活動を行います。国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)から「ヘビー」級チームとして認定されており、20回の派遣実績があります。医療チームは、被災国での医療支援を実施します。世界保健機関(WHO)から緊急医療チーム(EMT)として認証されており、59回の派遣実績があります。2015年には感染症対策チームを新設。これまでコンゴ民主共和国(黄熱、エボラ出血熱)、

サモア(麻しん)へ派遣しています。

2021年度は、トンガにおける火山噴火および津波被害に対する緊急援助物資の輸送のため、自衛隊部隊を派遣しました。

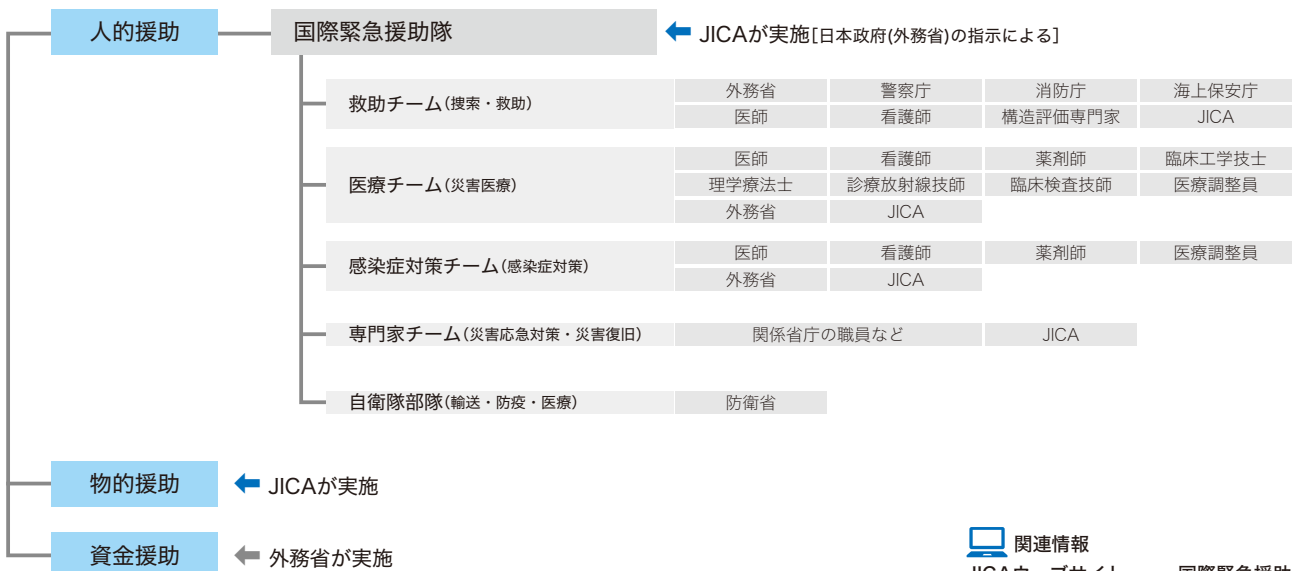
2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速に供与するため、世界5カ所の倉庫に物資を備蓄しています。2021年度はトンガのほか、アジア、アフリカ、中南米各地域の国々に計13回の物資供与を実施しました[→別冊(資料編)表15を参照ください]。

3. 平時からの応急対応への備え

年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、JDR隊員候補者の能力強化を図っています。また、関係国際機関などとの連携強化やASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に取り組むとともに、応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門との連携を強化しています。

日本の国際緊急援助体制



関連情報
JICAウェブサイト — 国際緊急援助

ソーシャルボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けた 貢献ツール

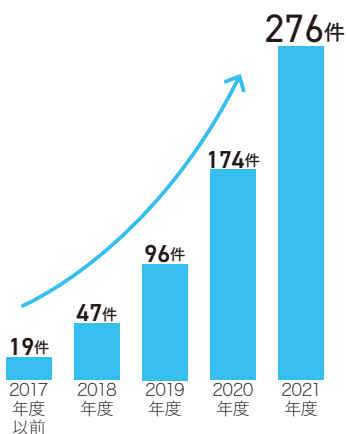


インド：女性専用車両が導入されているインドのデリーメトロ。安心して通勤できることから、女性が街に出て働きやすくなった。ジェンダーボンドの調達資金は、女性にとって安心・安全な公共交通機関の整備などに使われている [写真：久野真一]



3,400億円

JICA債の発行総額
(2016年9月～2022年3月)



JICA債への投資表明件数
(累計)

※ JICAは、国際資本市場協会(ICMA)が公表するソーシャルボンド原則に適合した債券フレームワークを構築し、第三者評価機関からセカンドパーティーオピニオンを取得しています。

JICAは、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行、2021年度までの発行総額は3,400億円に達します。

ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券です*。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、SDGsへの貢献やESG投資のツールとして注目を集め、多くの投資家に投資表明をいただいています。

調達資金は有償資金協力事業に充当

JICA債で調達した資金は、有償資金協力事業に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生可能エネルギーを使った電源開発、ジェンダー平等の促進など、多岐にわたる分野で開発途上国の安定と持続的発展のための事業に使われます。

国内初の「ジェンダーボンド」を発行

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の危機を受けて一層浮き彫りとなった開発途上国でのジェンダー間の不平等や格差の問題に着目。女性事業主向けの融

資のほか、教育機会の均等や、女性が安心して利用できる公共交通機関の整備など、ジェンダー平等を推進する事業に資金用途を限定する「ジェンダーボンド」を国内で初めて発行しました。

この債券は大きな反響を呼び、優れた債券発行の事例として、国内金融・資本市場に特化した専門メディアである株式会社キャピタル・アイ主催の2021年度「キャピタル・アイAwards」の財投機関債等部門で「BEST DEALS OF 2021」を受賞しました。

また、2021年度は7年ぶりとなる個人向けのリテール債も発行し、JICAのミッションに共感する幅広い個人の皆さまにJICA債を購入いただきました。

身近な国際協力、SDGsへの貢献、ESG投資のツールとして、皆さまに選んでいただけるよう、今後もJICA債の発行を継続していきます。

関連情報

JICAウェブサイト — 投資家の皆様へ

事業の透明性

事業評価

事業の改善と説明責任を果たすために

JICAは、「計画(Plan)→実施(Do)→成果確認(Check)→改善(Action)→計画(Plan)」という一連のPDCAサイクルを回しながら、事業を実施しています。「事業評価」ではこのPDCAサイクルに沿って、事業の改善と国民への説明責任

を果たすことの2点を目的として、実施した事業の評価や複数事業の総合的・横断的な評価・分析などを行っています[→下図を参照ください]。

成果の確認段階である「事後評価」では、スキームや評価主体の違いにかかわらず、基本的な枠組みを共通にすることで、総合的な評価と評価結果の活用を目指しています。具体的には、①経済協力開発機構/開発援助委員会(OECD DAC)による国際的なODA評価の視点である「DAC評価基準」に準拠した評価、②レーティング制度を活用した統一的な評価結果の公表、を実施しています。

約10年ぶりに評価基準を改定

DAC評価基準は2015年の持続可能な開発目標(SDGs)



JICAの新しい評価基準の定義

基準名	定義
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 支援実施の妥当性(当該国の開発計画、開発ニーズ/社会のニーズ/対象地域の受益者層) 「受益者」に着目し、弱者への配慮や公平性を踏まえて事業が形成されているか。事業実施期間中に状況の変化が生じた際にも、常に妥当性を確保し続けるべく適切な調整を行ったか 事業計画、アプローチのロジックの適切性
整合性(新)	<ul style="list-style-type: none"> 日本政府・JICAの開発協力方針との整合性 JICAの他事業(技術協力・有償/無償資金協力など)との具体的な相乗効果・相互連関 日本の他事業、他の援助機関などによる支援と適切に相互補完・調和・協調、国際的な枠組み(SDGsなど国際目標やイニシアティブ)・国際的な規範や基準と整合し、具体的に取り組みや期待される成果が示されているか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 期待された事業の効果の、目標年次における目標水準の達成度(施設、機材の活用を含む)。その際、受益者間において達成度や結果に違いがあるか否か
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 正負の間接的・長期的効果の実現状況(社会システムや規範、人々の幸福、人権、ジェンダーの平等、環境社会配慮)
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の投入計画や、事業期間・事業費の計画と実績の比較
持続性	<ul style="list-style-type: none"> 事業によって発現した効果の持続性的の見通し 組織・体制面(組織の体制/人材)、技術面、財務面(運営・維持管理予算確保の現状)、環境社会面、リスクへの対応、運営維持管理の状況

採択を契機に見直しが始まり、2019年に改定されました。JICAでもDAC新評価基準に準拠した評価基準の見直しを約10年ぶりに行い、2021年度に評価を開始した案件から新評価基準を適用しています【→P.64表を参照ください】。

新評価基準では、新しい基準として「整合性」(開発援助方針や、JICA内外の他の事業、国際的な枠組みとの適合性)を追加し、他機関連携・シナジーのさらなる創出を目指しました。

また、既存の5つの評価基準にも、SDGsの理念を反映しました。「妥当性」では、「受益者(Beneficiary)」の視点を追加し、弱者への配慮や公平性を踏まえた事業形成がなされているかを確認します。また「有効性」では、対象グループによる裨益の程度と結果の差異に着目し、受益者間の格差や公平性の観点からも開発効果の裨益を

確認します。「インパクト」では、人権や人々の幸福(Human Wellbeing)を、また「持続性」では、将来的に起こり得るリスクへの対応の視点を追加。そのほか、より良い教訓を抽出し、事業へ活用するため、事業実施中の環境変化への適時・適切な対応・判断や、開発効果を高めるために有効なアイデアの有無も評価の視点に加えしました。

今回の評価基準の改定を通じて、各事業レベルの成果・インパクトにSDGsの理念が反映されることに加え、整合性の視点を追加したことで、より戦略的な案件形成・事業実施の促進が期待されます。

関連情報

JICAウェブサイト [事業評価年次報告書](#)
[事業評価案件検索](#)

業績評価

目標・計画策定と
業務実績評価の枠組み

JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています【→P.12を参照ください】。

そのうえでJICAは各計画の達成状況に関する実績を自己評価し、主務大臣(外務大臣等)に提出します。主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

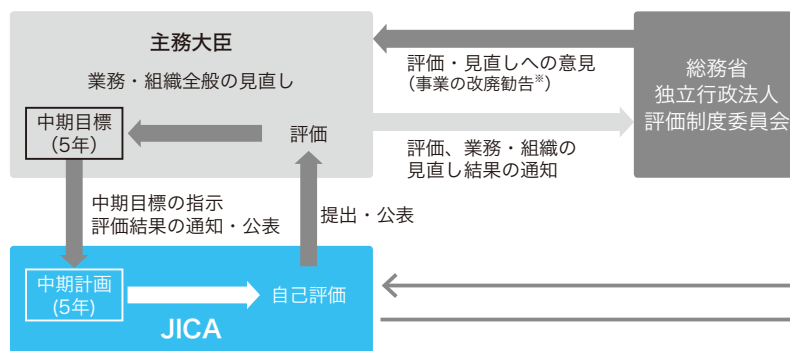
第4期中期計画の4年目に当たる2020年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定：A)」と評価されました。

関連情報

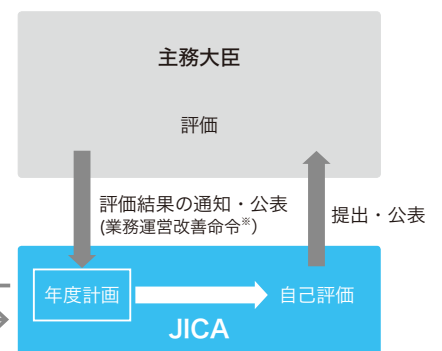
JICAウェブサイト [中期計画・年度計画
業務実績等報告書](#)
 外務省ウェブサイト [JICAの業務実績評価](#)

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期(5年)の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

人材戦略

国際社会の変化に伴い、開発協力のニーズも多様化し、複雑化しています。JICAは、これらのニーズに的確に対応するプロフェッショナル人材の確保に取り組むとともに、多様な人材が開発協力のプロフェッショナルとして活躍する組織を目指し、人材養成に力を入れています。

開発協力人材の養成・確保

人材の確保

JICA事業の現場で活躍する専門家は、「国際キャリア総合情報サイト PARTNER」※1を通じた公募や関係機関からの推薦審査、公示(コンサルタント契約)により選ばれています。海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員は、ロスター登録制度を導入し、一括募集しています。また、専門分野における卓越した知見を生かし、事業の質の向上に貢献する国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。

将来を見据えた人材の養成

将来の開発協力人材の養成を目的として、JICAはさま

ざまなプログラムを提供しています。

例えば、JICAインターンシップ・プログラムでは大学生、大学院生、社会人を対象に実務機会を提供しています。ジュニア専門員は、将来の専門家を養成する制度で、中長期的にニーズの高い分野で一定の専門性と経験を有する人材に対して研修を行っています。さらに、即戦力となる人材の養成を目的として、国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目指す能力強化研修や、海外拠点への赴任前の研修も実施しています。

前述のPARTNERでは、国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の求人、研修・セミナー情報を一元的に発信し、開発協力業界の人材プラットフォームとして活用されています。

2021年度の実績

人材確保	国際協力専門員 98名	特別嘱託 84名	公募・推薦審査による専門家 (企画調査員を含む) 482名 *2
人材養成	インターンシップ・プログラム 99名	ジュニア専門員 38名	能力強化研修 518名
国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER	PARTNER登録者数 (累計) 59,805名	PARTNER登録団体数 (累計) 2,349団体	求人(JICA以外)、 研修・セミナー情報提供件数 2,821件
			キャリア相談件数 208件

※1 詳しくは <https://partner.jica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2021年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含まれません。

人材(人財)

多様な人材が開発協力のプロとして活躍する組織を目指して

JICAの仕事は開発途上国を中心とした海外への転勤や出張を伴うため、キャリアと生活の両立により一層の工夫が求められます。強い思いや志、さまざまな背景を持つ多様な人材が、JICAの

ミッションに共感し、開発協力のプロとして力を結集し、安心して働きながら、より高い付加価値を生み出せるような取り組みが必要です。そのために、働く環境の整備に加え、互いに個性と強みを認め合いながら助け合い、相互の成長を促す組織文化づくりや、一人ひとりの能力と主体性を引き出し、切磋琢磨し合える人材養成に取り組んでいます。

働き方改革「Smart JICA」の推進

JICAは、働き方の柔軟化、仕事と家庭生活の両立支援、残業の抑制などに取り組んでおり、2018年には、総務省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、対外的にも高い評価を受けています。2019年度からは「Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity」を掲げ、多様性のなかで新しい価値を創出するチームワークの醸成と成長環境の充実に力を入れています。

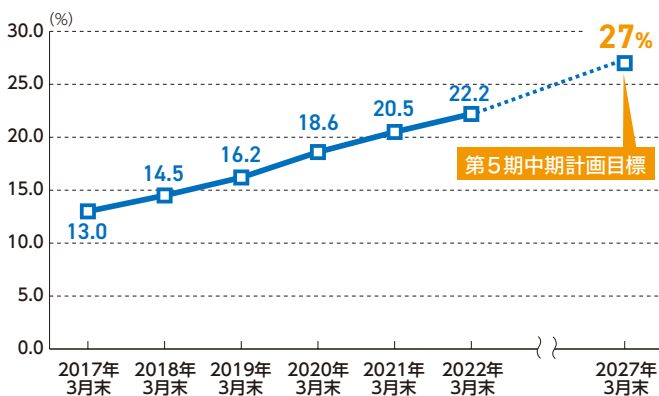
2021年度は、新型コロナウイルスの感染防止策を十分に講じながら、開発途上国と日本社会に対する責務を果たしていくべく、リモート業務の環境整備、在宅勤務制度の積極的活用、就業時間の弾力化などを実施し、柔軟な働き方を推進しました。

ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて

JICAは、女性がより一層指導的な役割を担い、活躍できる環境の整備に力を入れています。女性管理職比率は、第4期中期計画(2017年4月～2022年3月)で掲げた目標(20%以上)と独立行政法人等全体の目標(2021年3月までに15%)を早期に達成し、2022年3月末時点で22.2%となりました。第5期中期計画期間(2022年4月～2027年3月)では、目標値を27%と定めています【→下グラフを参照ください】。

また、職員一人ひとりがさまざまな支援制度を活用して、ライフイベントとキャリアの両立に取り組んでいます。育児休業を取得した後に子女を帯同して海外赴任する女性職員は常時30名程度おり、男性職員の育児休業取得、男女問わず利用可能な育児時短勤務制度の活用も進んでいます。特に、男性職員の育児休業取得率は年々上昇しており、2021年度は約40%に達しました。

■ 女性管理職比率の推移



2021年度新入職員研修の一環で実施する海外OJTの様子

介護などを巡る情報提供を目的とした「生活設計セミナー」や「介護について話す会」を定期的で開催し、それぞれの状況に合った介護休業や介護休暇制度、外部サービスの活用による仕事と介護の両立も支援しています。加えて、障害のある職員等も積極的に雇用し、意見交換会や全スタッフ対象の社内研修などを通じて、障害のある職員等にとって働きやすい職場づくりに努めています。

海外の拠点で採用された現地職員の育成にも力を入れており、現地での研修や日本での業務従事機会の提供を進めています。

OJTと主体性・自律性を重視する人材育成

JICAでは、日々の業務を通じて成長を促すOJT (On the Job Training) を重視しています。新卒採用職員には、1名に複数名の教育・指導担当を配置し、現場での指導に注力しつつ、海外に多くの現場を持つJICAならではの制度として、新入職員を数カ月海外に派遣する海外OJTにより、「現場力」の醸成を図っています。新規に採用された職員が1日でも早く業務に慣れ、活躍できるよう、社会人採用職員に対するメンター配置を進めているほか、職員全員が習得すべきコアスキルをいつでも学べる「JICAアカデミー」も開講しています。

また、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や、関心がある業務を体験する「社内インターン研修制度」などにより、職員の主体性を重視しつつ、自律的なキャリア形成を後押ししています。年次や役職などに応じたリーダーシップやマネジメントの研修、休職して学位を取得する長期研修制度、他組織での業務経験を通じて能力を伸ばす出向・研修制度も実施しています。

気候変動に対する取り組み

JICAは、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な施策の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

ガバナンス

JICAは、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めて、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています。また、開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています【→P.64を参照ください】。

さらに、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年10月に策定するとともに、開発途上国向けにJICAが協力する気候変

動対策事業に関する戦略を2021年7月に策定しました。また、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています【→P.70を参照ください】。

取り組みの強化と透明性の確保に向けた組織体制

組織体制については、組織全体の環境方針は総務部が担当し、気候変動対策の取り組みを強化するべく、2010年に地球環境部内に気候変動対策室を設置。また、ガイドラインを担当する部署として、審査部を設置しています。異議申立に関しては、環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局を設置しており、申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。

戦略

国際的目標達成に向けたアクション

JICAが2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードします。また、これらの取り組みを通じて、パリ協定のほか、仙台防災枠組、生物多様性条約、2050年カーボンニュートラル宣言、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsが掲げる国際的な目標の達成に向けた貢献を目指しています。

具体的には以下のアクションを掲げています。

1. パリ協定の実施促進のための、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ作成支援、GHG排出量の透明性の向上に向けた枠組みの強化、気候資金*の導入・活用
2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林などの自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健

医療などの案件の推進を通じた、開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型の気候変動対策の推進

日本政府が打ち出す新たな戦略にも対応

2022年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和4年6月追補版)」では、「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素

* 各国の公的資金、世界銀行などの国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、GHGの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、およびその両方に資する事業を指します。

化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、2022年5月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに基づき、国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識し、国際的なクリーンエネルギーへの移行の加速と、排出削減対策が講じられていない化石燃料部門に対して世界的に継続している投資のフェーズアウトが、気温上昇を1.5°Cに抑えることを射程に入れ続けるために不可欠であることも認識し、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5°C目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了する。」としています。こうした日本政府の方針に従い、JICAも対応していきます。

気候変動による「機会」と「リスク」

気候変動による主な機会としては、再生可能エネルギー・省エネルギー促進や森林保全などの緩和策、防災などの適応策に関する事業への協力、緑の気候基金からの受託事業の推進、気候変動対策に資する調査・研究の拡大などを通じた、開発途上国における脱炭素社会の実現のためのさらなる貢献があります。

一方で、主なリスクとしては、開発途上国での自然災害の増加によるJICA事業への影響(物理的リスク)、法規制などの強化や急速な技術の進展などによるJICA事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)などがあります。JICAとしては、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析を実施しています。また、移行(トランジション)支援戦略についても検討を進めます。

リスク管理

JICAは、事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。

また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」

や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

指標と目標

JICAは、気候変動により、JICA事業とSDGsを中心とした開発インパクト達成におけるリスクが高まるとの認識の下、GHG排出量や気候関連のリスクと機会を評価し管理する枠組みの導入を進めています。

また、国内のオフィスと所有施設におけるエネルギー使用量について目標を設定し、その削減に引き続き取り組んでいきます。



関連情報

JICAウェブサイト

気候変動・環境への取り組み
気候変動対策
サステナビリティ・レポート

環境社会配慮

2022年1月、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(以下、「異議申立手続要綱」)を改正しました。

改正の経緯とポイント

JICAは、協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、ガイドラインを定めています。JICAは事業実施に際し、相手国の事業実施機関が大气・水質の汚染を防ぎ、騒音・振動を低減させ、移転を余儀なくされる住民への補償を適切に行うことなどを支援し、それでも重大な影響が残る場合には影響の緩和に必要な方策を評価・確認します。また、現地の住民からの異議を受け付け、ガイドラインが遵守されていないおそれがある場合には、調査・調整する異議申立制度を整備しています。

ガイドラインの改正に際し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、事業計画の早期段階での対外情報発信・対話を促進し、開発効果をより迅速に発現させることを目指し、環境アセスメント報告書の情報公開の要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮確認プロセスへの適切な参加を確保するため、世界銀行などの国際機関の対応を踏まえ、従来の取り組み指針を拡充・見直しています。

異議申立手続要綱については、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、申立要件の見直しによるアクセス向上などの観点から改正しました。

環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

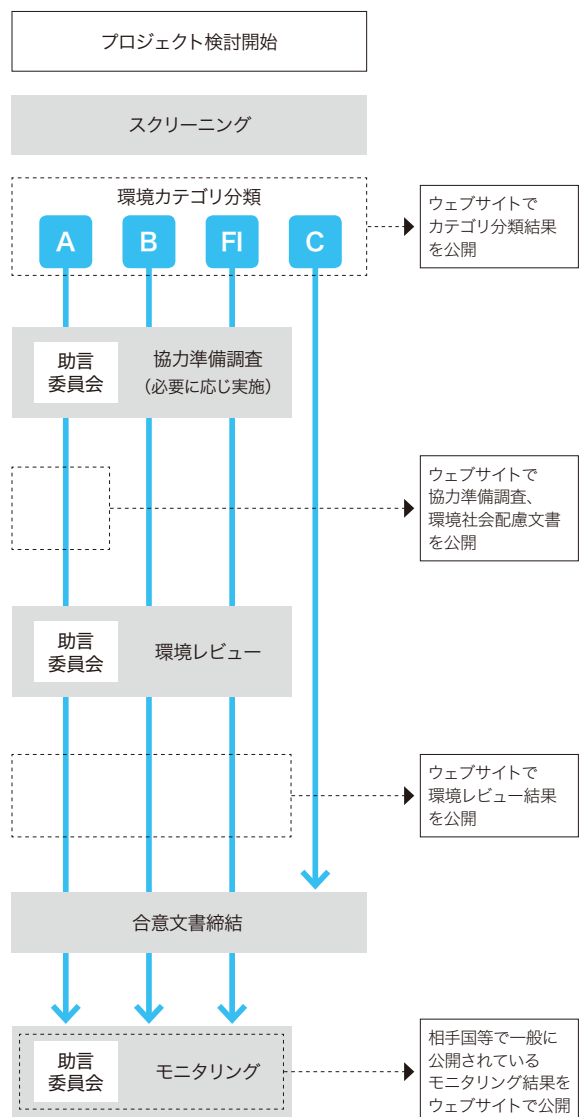
改正後の環境社会配慮確認のプロセスは、従来と大きな変更はなく、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります【→図を参照ください】。

各工程において、説明責任と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。

さらに、透明性と説明責任を確保するため、同助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



関連情報

JICAウェブサイト — 気候変動・環境への取り組み

安全対策

JICAは2016年7月1日にバングラデッシュで発生した「ダッカ襲撃テロ事件」をきっかけとして、2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い決意を内外に表明しました。国際社会における脅威の態様やレベルは日々刻々と変化しており、2019年以降の新型コロナウイルスの世界的流行や2022年のロシアによるウクライナ侵攻など、新たな危機事態にも直面しています。

新型コロナウイルスへの対応

JICAは、関係者の安全と健康を確保しながら、渡航を伴う事業を力強く推し進めていくため、独自の枠組みを検討、整備しています。

第一に、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止の観点から、事業関係者が遵守すべき渡航上のルールを定め、渡航する関係者一人ひとりが守るべき行動様式を示し、自律的・自制的な行動を促すための「行動規範」を策定しています。

第二に、事業関係者の安全と健康を守るため、各国別に体制を整備し、対応要領を定めました。事業関係者に新型コロナウイルス感染の可能性が生じた場合、また、その他の重篤な疾病・傷病が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、各国の医療機関との連携体制を強化し、体調不良時の対応要領を整備しました。条件が

整った国・地域から、事業関係者の再渡航を進めています。

第三に、徹底した渡航管理を実施し、JICAと契約関係にある関係者の渡航は、安全管理部で一元的に管理したうえで、安全と健康上の問題がないかを確認しています。渡航中に、渡航先国や乗り継ぎ地での出入国ルールや日本に再入国する際の水際対策が変更となった場合にも、関係者が的確な対応が取れるよう、連絡体制を整えています。さらに、上記「行動規範」では、日本政府が行う水際対策に従うことを定めており、再入国後の隔離措置の徹底を含め、ウイルスを持ち込まない体制を保持しています。

安全対策の一層の強化

国際情勢は大きな変容を見せており、渡航者に対する脅威のレベルや態様も常に変化しています。無差別に多くの人を同時に殺傷することを目的とした襲撃型のテロや爆破事案、誘拐・人質を目的とする標的型のテロ、武装した集団や個人による強盗事案、女性を狙った暴行事案など、海外渡航は常に危険と隣り合わせです。

JICAでは、「自らの安全は自らが守る」を基本に、事業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っています。その取り組みの一つが、『海外安全対策ハンドブック』の刊行です。セルフディフェンスの基本事項をこのハンドブックに集約し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。2022年度からは事業関係者がより手に取りやすくなるように電子書籍化を行います。

また、JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンスに関する研修受講を必須としています。法人との契約に基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対してもオープンな研修を年12回実施しており、渡航前の受講を推奨しています。新型コロナウイルス流行の影響を受け、2020年度からは座学による研修をオンライン化することで、感染対策にも配慮しつつ、より多くの方が研修を受講できる形態をとっています。



テロ対策実技訓練での講師によるデモンストレーションの様子

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うとともに、その結果について理事会に報告します。

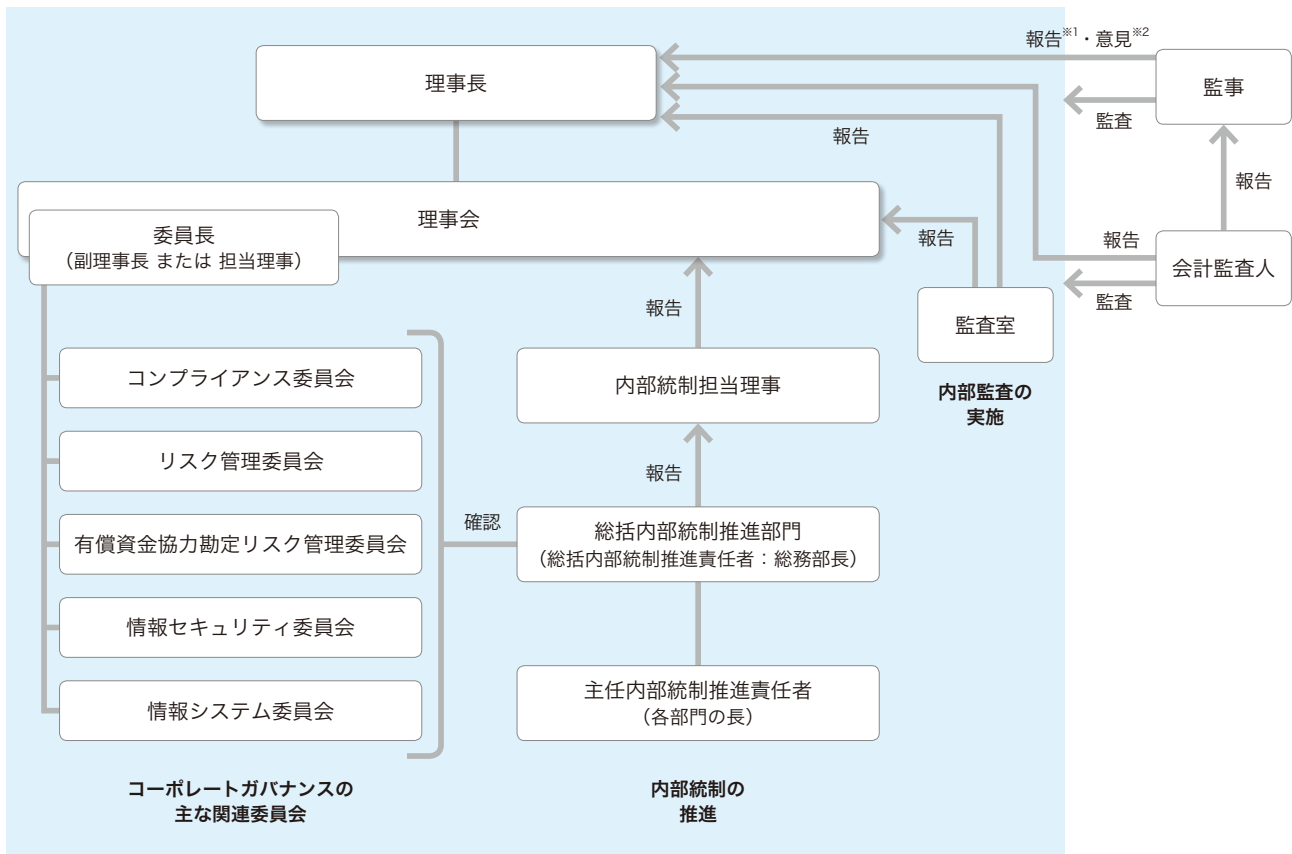
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ

効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた「独立行政法人国際協力機構業務方法書」を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を経由して主務大臣に提出されます。

※2 主務大臣にも意見を提出することができます。

コンプライアンス、 リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際経済社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAの実施機関として、法令やルールの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

2021年度は、JICA関係者による性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント(SEAH)などについて、外部

関係者向けの相談窓口を設け、ウェブサイトで公表しました。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価と対応を確認・検討することによって組織的な対応を強化しています。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款、海外投融資)の実施にあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融

機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統一的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測

定、モニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統一的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などにより資産(オフ・バランス含む)の価値が減少または消失し、損失を被るリスクです。融資業務は有償資金協力の主たる業務で、信用リスク管理は同業務において重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨

基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて区分する取り組みで、信用リスク管理の手段であるとともに償却・引当を適時適切に実施するために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパキクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことに

よるリスクを負っていますが、政府出資金受入や利益剰余金積立による自己資本の備えなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達期間のミスマッチ、予期せぬ回収の遅延もしくは支出の増加により、必要な資金確保が困難になるか、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより有償資金協力勘定が損失を被るリスク(資金繰りリスク)および市場の混乱などにより市場において取引ができなくなるか、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより有償資金協力勘定が損失を被るリスク(市場流動性リスク)を意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・ 個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、コロナ禍におけるリモートワーク拡大への対応のため、情報セキュリティ対策を強化したうえで新しいシステム基盤の整備を進

めました。また、これらのシステム基盤を安全に使用するため、関連する内部規程などの改正を行っています。

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)の改正に伴い、

JICA内の関係する内部規程についても改正しました。また、欧州連合(EU)「一般データ保護規則(GDPR)」の新しい標準契約条項(SCC)に対応する準備を行っています。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(CSIRT)の体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。



関連情報

JICAウェブサイト—個人情報保護制度

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。



関連情報

JICAウェブサイト—情報公開

組織・業務運営の 改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。

戦略的な事業運営のための 組織基盤づくり

2021年度は、JICAにおけるDXの推進とモニタリングに取り組む部門横断的なプロジェクトチームと、DXの推進を総括する最高デジタル責任者(Chief Digital Officer)を設置しました。また、外国人材受入支援と多文化共生に関するJICA内の全体調整、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」事務局運営と関係機関との調整などを一

元的に担う外国人材受入支援室を新設しました。

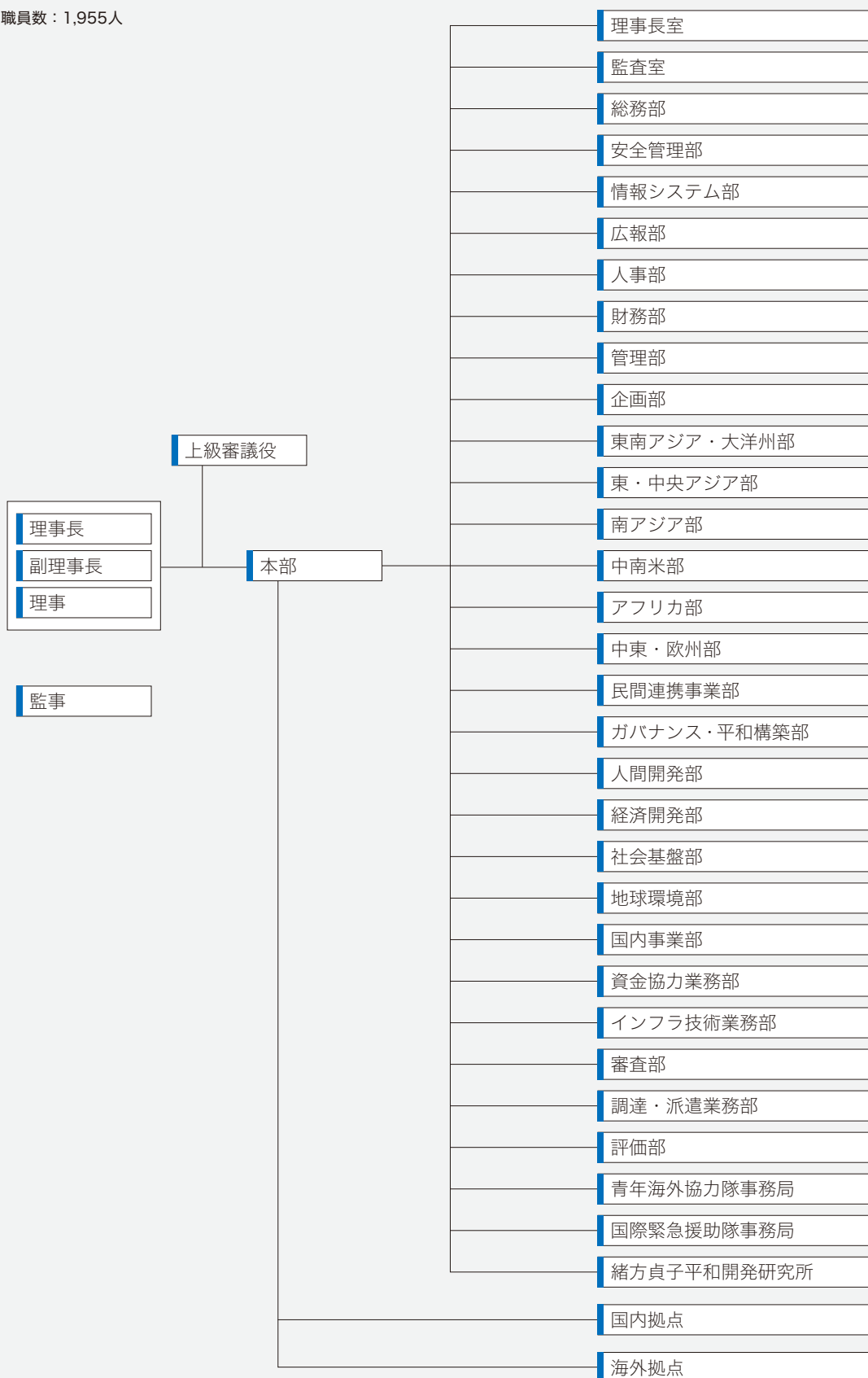
業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達の合理化・適正化を推進しています。

2021年度の主な取り組みとして、業務の効率的な実施に向け、組織全体で電子決裁システムを導入したほか、適切な調達業務を推進するため、海外拠点(特に小規模拠点)向けの支援強化などに取り組みました。

組織図 (2022年7月1日現在)

職員数：1,955人



(注)本部・国内拠点・海外拠点はP.80-81参照ください。

役員一覧 (2022年7月1日現在)

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

役職名	氏名	就任日
理事長	田中 明彦 [前職] 政策研究大学院大学長	2022年4月1日
副理事長	山田 順一 [前職] 国際協力機構 理事	2020年5月23日
理事	植嶋 卓巳 [前職] 国際協力機構 理事長室長	2018年12月1日(再任)
理事	横山 正 [前職] 財務省 大臣官房企画調整主幹	2019年10月1日(再任)
理事	中澤 慶一郎 [前職] 国際協力機構 企画部長	2020年5月23日(再任)
理事	柴田 裕憲 [前職] 経済産業省 大臣官房審議官(通商戦略担当)	2020年7月1日(再任)
理事	中村 俊之 [前職] 国際協力機構 ガバナンス・平和構築部長	2020年10月1日
理事	山中 晋一 [前職] 国際協力機構 インドネシア事務所長	2020年10月1日
理事	小野寺 誠一 [前職] 国土交通省 大臣官房参事官(グローバル戦略担当)	2021年7月1日
理事	井本 佐智子 [前職] 国際協力機構 広報部長	2021年10月1日
監事	佐野 景子 [前職] 国際協力機構 経済開発部長	2022年7月1日
監事	関口 典子 [前職] 関口典子公認会計士事務所 代表	2022年7月1日

(理事および監事は就任順)



財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和3年度末現在の資産合計は356,612百万円と、前年度末比21,133百万円減となっております。これは、現金及び預金の23,533百万円減が主な要因です。なお、現金及び預金の残高268,232百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が178,253百万円含まれております。負債合計は233,851百万円と、前年度末比91,015百万円減となっております。これは、運営費交付金債務の86,927百万円減および無償資金協力事業資金の17,897百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	268,232	無償資金協力事業資金	178,253
その他	29,256	その他	33,283
固定資産		固定負債	
有形固定資産	40,789	資産見返負債	8,381
無形固定資産	3,150	退職給付引当金	13,451
投資その他の資産	15,186	その他	484
		負債合計	233,851
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	61,400
		資本剰余金	△ 23,336
		利益剰余金	84,697
		純資産合計	122,761
資産合計	356,612	負債純資産合計	356,612

2. 損益計算書の概要

令和3年度の経常費用は227,084百万円と、前年度比64,074百万円増となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の50,442百万円増および無償資金協力事業費の5,169百万円増が主な要因です。経常収益は273,693百万円と、前年度比110,051百万円増となっております。これは、運営費交付金収益の102,688百万円増および無償資金協力事業資金収入の5,169百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	227,084
業務費	214,088
重点課題・地域事業関係費	99,774
国内連携事業関係費	9,794
間接業務費	37,983
無償資金協力事業費	57,565
その他	8,972
一般管理費	12,802
その他	194
経常収益	273,693
運営費交付金収益	208,391
無償資金協力事業資金収入	57,565
その他	7,736
臨時損失	75
臨時利益	24,590
前中期目標期間繰越積立金取崩額	610
当期総利益	71,734

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2)より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和3年度末現在の資産合計は14,241,210百万円と、前年度末比637,383百万円増となっております。これは、貸付金の増加711,438百万円が主な要因です。負債合計は4,131,924百万円と、前年度末比558,993百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金増加420,031百万円が主な要因です。

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	158,858	1年以内償還予定 財政融資資金借入金	96,878
貸付金	14,053,147	その他	64,183
貸倒引当金(△)	△ 227,219	固定負債	
その他	67,807	債券	1,015,324
固定資産		財政融資資金借入金	2,945,905
有形固定資産	9,367	その他	9,635
無形固定資産	4,877	負債合計	4,131,924
投資その他の資産		純資産の部	
破産債権、再生債権、 更生債権その他 これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	政府出資金	8,249,188
その他	174,373	利益剰余金	1,832,533
		準備金	22,811
		その他	4,753
		評価・換算差額等	4,753
		純資産合計	10,109,285
資産合計	14,241,210	負債純資産合計	14,241,210

2. 損益計算書の概要

令和3年度の当期総利益は22,811百万円と、前年度比10,196百万円減となっております。これは経常収益が152,414百万円と、前年度比18,344百万円増となり、経常費用が129,546百万円と、前年度比28,486百万円増となったことによるものです。経常収益は受取配当金が前年度比9,706百万円増、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比16,547百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)

	金額
経常費用	129,546
有償資金協力業務関係費	129,546
債券利息	8,431
借入金利息	12,510
金利スワップ支払利息	5,436
業務委託費	22,889
物件費	13,650
その他	66,631
経常収益	152,414
有償資金協力業務収入	151,423
貸付金利息	118,545
受取配当金	14,035
その他	18,843
その他	991
臨時損失	59
臨時利益	3
当期総利益	22,811

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。
(注2)より詳細な財務状況は別冊(資料編)を参照ください。

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2022年度)

(百万円)

区分	2022年度
収入	152,480
運営費交付金収入	150,139
施設整備費補助金等収入	1,612
事業収入	289
受託収入	295
寄附金収入	145
その他の収入	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-
支出	152,480
業務経費	140,459
(うち特別業務費を除いた業務経費)	139,579
施設整備費	1,612
受託経費	296
寄附金事業費	145
一般管理費	9,969

(注1) 「2022年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq0000t0aea-att/2022_00.pdf#page=29)。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画および資金計画は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2022年度)

(億円)

	2022年度
出融資計画	
直接借款(円借款)	13,300
海外投融資	900
合計	14,200
原資	
一般会計出資金	471
財政投融資	6,417
財投機関債	800
その他自己資金等	6,512
合計	14,200

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

本部・国内拠点・海外拠点 (2022年7月1日現在)

本部

本部(麹町)

TEL: 03-5226-6660から6663 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)

TEL: 03-5226-6660から6663 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(市ヶ谷/JICA地球ひろば)

TEL: 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

国内拠点

JICA北海道

(札幌/ほっかいどう地球ひろば)

TEL: 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2 リファール4階
<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>

JICA中部/なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
<https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

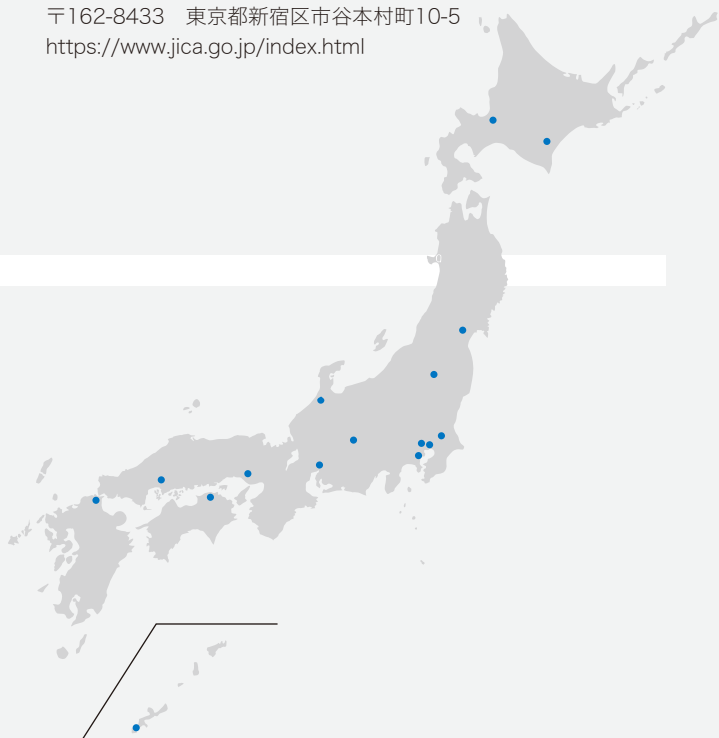
TEL: 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>



海外拠点の連絡先
 JICAウェブサイト—海外のJICA拠点

海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
 インド事務所
 インドネシア事務所
 ウズベキスタン事務所
 カンボジア事務所
 キルギス事務所
 ジョージア支所
 スリランカ事務所
 タイ事務所
 タジキスタン事務所
 中華人民共和国事務所
 ネパール事務所
 パキスタン事務所
 バングラデシュ事務所
 東ティモール事務所
 フィリピン事務所
 ブータン事務所
 ベトナム事務所
 マレーシア事務所
 ミャンマー事務所
 モルディブ支所
 モンゴル事務所
 ラオス事務所

大洋州

サモア支所
 ソロモン支所
 トンガ支所
 バヌアツ支所
 パプアニューギニア事務所
 パラオ事務所
 フィジー事務所
 マーシャル支所
 ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
 アルゼンチン支所
 ウルグアイ支所
 エクアドル事務所
 エルサルバドル事務所
 キューバ事務所
 グアテマラ事務所
 コスタリカ支所
 コロンビア支所
 ジャマイカ支所
 セントルシア事務所
 チリ支所
 ドミニカ共和国事務所
 ニカラグア事務所
 ハイチ支所
 パナマ事務所
 パラグアイ事務所
 ブラジル事務所
 ベネズエラ支所
 ベリーズ支所
 ペルー事務所
 ボリビア事務所
 ホンジュラス事務所
 メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
 ウガンダ事務所
 エチオピア事務所
 ガーナ事務所
 ガボン支所
 カメルーン事務所
 ケニア事務所
 コートジボワール事務所
 コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
 シエラレオネ支所
 ジブチ事務所
 ジンバブエ支所
 スーダン事務所
 セネガル事務所
 タンザニア事務所
 ナイジェリア事務所
 ナミビア支所
 ニジェール支所
 ブルキナファソ事務所
 ベナン支所
 ボツワナ支所
 マダガスカル事務所
 マラウイ事務所
 南アフリカ共和国事務所
 南スーダン事務所
 モザンビーク事務所
 ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
 イラク事務所
 イラン事務所
 エジプト事務所
 シリア事務所
 チュニジア事務所
 パレスチナ事務所
 モロッコ事務所
 ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
 バルカン事務所
 フランス事務所

組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
代表者氏名	理事長 田中明彦
所在地	本部(麹町) 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号: (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(竹橋) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 電話番号: (03) 5226-6660から6663 (代表) 本部(市ヶ谷) 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 電話番号: (03) 3269-2911 (代表)
設立年月日	平成15年10月1日
資本金	8兆3,187億円(2022年7月時点)
常勤職員の数(定員ベース)	1,955人(2022年7月時点)
目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

JICAウェブサイト等のご案内

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、気候変動対策に関する情報開示への取り組みや事業実績などを紹介するサステナビリティ・レポート、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も作成しています。

ODA見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>

サステナビリティ・レポート2021

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000namb1-att/sustainability_report.pdf

事業評価年次報告書2021

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2021/index.html

コーポレートサイト

<https://www.jica.go.jp>



本報告書の計数について

1. この年報は2021年度(会計年度。2021年4月1日から2022年3月31日まで)の国際協力機構の活動をまとめたものです。
2. 収録した事業実績に関する統計などの数値は、国際協力機構に関するものは上記2021年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2021年(2021年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。
3. 金額の表示単位のドルは、すべて米ドルです。

国際協力機構 年次報告書 2022

2022年8月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 (03) 5226-6660から6663 (代表)
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 (03) 3257-0231

政策デザイン株式会社
〒163-1320
東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー20F
電話番号 (03) 6880-3072



From
the People of Japan

